



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年4月1日金曜日 第2255号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則.....	268
愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則.....	270
組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則.....	283
愛媛県スポーツ振興審議会規則.....	284
愛媛県県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則.....	285
愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則.....	285
愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....	287
地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則.....	289
告 示	
愛媛県行政改革・地方分権推進委員会規程の一部改正.....	290
愛媛県知事の資産等報告書等の閲覧に関する要綱の一部改正.....	290
愛媛県情報公開条例第35条第1項の規定による知事が定める法人の指定の一部改正.....	290
愛媛県個人情報保護条例第5条の規定による知事が定める法人の指定の一部改正.....	291
愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正.....	291
漁業免許の内容等の公示.....	292
付保義務の発生.....	293
付保義務の消滅.....	293
コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲.....	293
愛媛県工事執行規程の一部改正.....	294
県営住宅駐車場及び駐車場使用料の額の一部改正.....	294
訓 令	
愛媛県処務細則の一部を改正する訓令.....	295
愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	295
愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	331
愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令.....	340
組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令.....	345
愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令.....	362
愛媛県政策推進班規程.....	363
愛媛県鳥獣害防止対策班規程.....	364

教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則.....	365
愛媛県県立学校教職員設置規則及び愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則.....	369

教育委員会告示

愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による教育委員会が定める法人の指定の一部改正.....	370
愛媛県個人情報保護条例第5条の規定による教育委員会が定める法人の指定の一部改正.....	371

教育委員会訓令

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令.....	371
--------------------------------------	-----

人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則.....	373
職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	375
職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則.....	375
特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則.....	380
職員の給与に関する条例附則第13項の規定による給料及び管理職手当に関する規則及び平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を廃止する規則.....	381

人事委員会告示

へき地等学校の指定の一部改正.....	381
---------------------	-----

選挙管理委員会告示

選挙運動に関する収支報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する規程.....	382
---------------------------------------	-----

公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程.....	382
--	-----

公営企業訓令

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部を改正する訓令.....	384
---	-----

雑 報

愛媛県内水面漁場管理委員会指示.....	387
愛媛海区漁業調整委員会指示.....	387
愛媛海区漁業調整委員会指示.....	387

規 則

○愛媛県規則第18号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年4月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(職の設置)

第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。

(職の設置)

第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。

区分		職
知事の事務部局	本庁	部長、局長、えひめブランド推進統括監、部付、技術監、参事、課長、室長、副参事、技幹、医監、危機管理監、環境技術専門監、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、室長補佐、技術課長補佐、技術室長補佐、所長、秘書、医幹、主幹____、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、専門員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、副隊長、隊員、主任、主任主事、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
	地方機関	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副園長、副校長、副参事、技幹、課長補佐、室長補佐、業務課長、技術課長補佐、技術室長補佐、主幹、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童指導専門員、工事検査専門員、主席普及指導員、研究員、課付、医幹、事務局次長、教授、企画工事検査専門員、専門員、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、用地補償審査専門員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
省略		

区分		職
知事の事務部局	本庁	部長、局長、えひめブランド推進統括監、部付、技術監、参事、課長、室長、副参事、技幹、医監、危機管理監、環境技術専門監、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、室長補佐、技術課長補佐、技術室長補佐、所長、秘書、医幹、 構造改革班長 、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、専門員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、副隊長、隊員、主任、主任主事、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
	地方機関	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副園長、副校長、副参事、技幹、課長補佐、室長補佐、業務課長、技術課長補佐、技術室長補佐____、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童指導専門員、工事検査専門員、主席普及指導員、研究員、課付、医幹、事務局次長、教授、企画工事検査専門員、専門員、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、用地補償審査専門員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
省略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第19号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（局及び課）			（局及び課）		
第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。			第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。		
総務部	管理局	総務管理課、人事課、 <u>市町振興課、私学文書課</u>	総務部	管理局	総務管理課、人事課、 <u>財政課、税務課</u>
	行財政改革局	財政課、行革分権課、 <u>税務課</u>		新行政推進局	市町振興課、私学文書課、 <u>行政システム改革課</u>
企画振興部	管理局	総合政策課、秘書課、 <u>広報広聴課、統計課</u>	企画情報部	管理局	企画調整課、交通対策課、 <u>統計課、情報政策課</u>
	地域振興局	地域政策課、交通対策課、 <u>情報政策課、文化・スポーツ振興課、国体準備課</u>		秘書広報局	秘書課、 <u>広報広聴課</u>
省略			省略		
（室）			（室）		
第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。			第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。		
省略			省略		
農産園芸課		<u>担い手・農地保全対策室</u>	農産園芸課		<u>担い手対策推進室</u>
省略			省略		
（幹事課共通の所掌事務）			（幹事課共通の所掌事務）		
第6条 幹事課（総務管理課、総合政策課、県民生活課、保健福祉課、産業政策課、農政課、土木管理課及び会計課をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事務を所掌する。			第6条 幹事課（総務管理課、 <u>企画調整課</u> 、県民生活課、保健福祉課、産業政策課、農政課、土木管理課及び会計課をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事務を所掌する。		
(1)～(4) 省略			(1)～(4) 省略		
2 省略			2 省略		
（総務部各課の所掌事務）			（総務部各課の所掌事務）		
第7条 省略			第7条 省略		
2 省略			2 省略		
			3 <u>財政課の所掌事務は、次のとおりとする。</u>		
			(1) <u>県議会に関すること。</u>		
			(2) <u>県の予算及び県経済に関すること。</u>		
			(3) <u>地方交付税（県分）に関すること。</u>		
			(4) <u>地方債（県分）に関すること。</u>		
			(5) <u>当せん金附証券の発売に関すること。</u>		
			(6) <u>財政基盤強化積立金に関すること。</u>		
			4 <u>税務課の所掌事務は、次のとおりとする。</u>		
			(1) <u>県税及び地方法人特別税の賦課徴収に関すること。</u>		
			(2) <u>県税及び地方法人特別税に伴う諸収入金に関すること。</u>		
			(3) <u>県税及び地方法人特別税の納税奨励に関すること。</u>		
			(4) <u>都道府県税及び地方法人特別税の徴収処分嘱託及び受託に関すること。</u>		
			(5) <u>地方譲与税に関すること。</u>		

3 市町振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(6) 省略
- (7) 県及び市町の連携の推進に関すること。
- (8) 省略
- (9) 市町村合併_____に関すること。
- (10) 省略

4 省略5 財政課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県議会に関すること。
- (2) 県の予算及び県経済に関すること。
- (3) 地方交付税（県分）に関すること。
- (4) 地方債（県分）に関すること。
- (5) 当せん金附証票の発売に関すること。
- (6) 財政基盤強化積立金に関すること。

6 行革分権課_____の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(11) 省略
- (12) 知事会に関すること。
- (13) 四国4県連携の推進に関すること。
- (14) 広域自治体の在り方に関すること。
- (15) 地方行政連絡会議に関すること。

7 税務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県税及び地方法人特別税の賦課徴収に関すること。
- (2) 県税及び地方法人特別税に伴う諸収入金に関すること。
- (3) 県税及び地方法人特別税の納税奨励に関すること。
- (4) 都道府県税及び地方法人特別税の徴収処分の囑託及び受託に関すること。
- (5) 地方譲与税に関すること。
- (6) 県税の市町に対する交付金に関すること。
- (7) 県税オンラインシステムの管理に関すること。

（企画振興部各課の所掌事務）

第8条 総合政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 隣接県との県際交流に関すること。
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 特命事項の処理に関すること。

(6) 県税の市町に対する交付金に関すること。

(7) 県税オンラインシステムの管理に関すること。

5 市町振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(6) 省略
- (7) 省略
- (8) 地域振興に関すること。
- (9) 離島、過疎地域及び半島の振興に関すること。
- (10) 地方拠点都市地域の整備促進に関すること。
- (11) 市町村合併の推進に関すること。
- (12) 省略

6 省略7 行政システム改革課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(11) 省略

(1)～(11) 省略

（企画情報部各課の所掌事務）

第8条 企画調整課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 国立大学及び国立高等専門学校に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (3) 省略
- (4) 南予地域活性化の総括に関すること。
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 四国4県連携、地域連携軸構想その他広域連携の推進に関すること。
- (9) 地方行政連絡会議に関すること。
- (10) 知事会に関すること。
- (11) 広域自治体の在り方に関すること。
- (12) 科学技術の振興に関すること。

(13) 知的財産に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(14) 規制緩和に関する事務の総括に関すること。

2 交通対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総合交通対策の総合企画、総合調整及び推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(2) 太平洋新国土軸構想の推進に関すること。

(3) 航空に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(4) 空港及び空港周辺地域の整備促進に関すること。

(5) 松山空港地域活性化構想の推進に関すること。

(6) 鉄道、海上交通運輸その他交通運輸に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

3 統計課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 国勢調査に関すること。

(2) 統計に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(3) 統計資料の刊行及び整備に関すること。

4 情報政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 高度情報化対策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。

(2) テレトピア構想等地域情報化施策の推進に関すること。

(3) 行政情報ネットワークシステムに関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(4) 情報スーパーハイウェイに関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(5) 総合行政ネットワークに関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(6) 電子申請システムに関すること。

(7) 文書管理・電子決裁システムに関すること。

(8) 電子署名に係る認証業務に関すること。

(9) 汎用コンピュータシステムの運用、管理及び利用の促進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

2 秘書課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

3 広報広聴課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

(7) 情報公開に関する事務の総括に関すること。

(8) 個人情報保護に関する事務の総括に関すること。

(9) 知事の資産等の公開に関すること。

(10) 行政資料室に関すること。

(11) 情報提供に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

4 統計課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 国勢調査に関すること。

(2) 統計に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(3) 統計資料の刊行及び整備に関すること。

5 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 地域振興に関すること。

(2) 規制緩和に関する事務の総括に関すること。

(3) 国立大学及び国立高等専門学校に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(4) 科学技術の振興に関すること。

(5) 知的財産に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(6) 南予地域活性化の総括に関すること。

(7) 離島、過疎地域及び半島の振興に関すること。

5 秘書課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

(5) 特命事項の処理に関すること。

6 広報広聴課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

(8) 地方拠点都市地域の整備促進に関すること。

6 交通対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合交通対策の総合企画、総合調整及び推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (2) 太平洋新国土軸構想の推進に関すること。
- (3) 航空に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (4) 空港及び空港周辺地域の整備促進に関すること。
- (5) 松山空港地域活性化構想の推進に関すること。
- (6) 鉄道、海上交通運輸その他交通運輸に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

7 情報政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高度情報化対策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。
- (2) テレトピア構想等地域情報化施策の推進に関すること。
- (3) 行政情報ネットワークシステムに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (4) 情報スーパーハイウェイに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (5) 総合行政ネットワークに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (6) 電子申請システムに関すること。
- (7) 文書管理・電子決裁システムに関すること。
- (8) 電子署名に係る認証業務に関すること。
- (9) 汎用コンピュータシステムの運用、管理及び利用の促進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

8 文化・スポーツ振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 文化施設及び武道館の管理に関すること。
- (2) 愛媛県文化・スポーツ賞に関すること。
- (3) 文化事業の支援に関すること。
- (4) 文化関係表彰に関すること。
- (5) 文化団体の支援及び育成に関すること。
- (6) 文化事業の推進に関すること。
- (7) 県民総合文化祭の運営に関すること。
- (8) プロスポーツの振興に関すること。
- (9) スポーツ立県の推進に関すること。
- (10) スポーツ振興計画に関すること。
- (11) レクリエーションの普及及び振興に関すること。

9 国体準備課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会に関すること。
- (2) 第72回国民体育大会の競技施設に関すること。
- (3) 第72回国民体育大会の関係機関等との連絡調整に関すること。
- (4) その他第72回国民体育大会の開催準備に関すること。

（県民環境部各課の所掌事務）

第9条 省略

2 省略

3 県民活動推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) 省略

（県民環境部各課の所掌事務）

第9条 省略

2 省略

3 県民活動推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) 省略

(8) 情報公開に関する事務の総括に関すること。

(9) 個人情報保護に関する事務の総括に関すること。

(10) 知事の資産等の公開に関すること。

(11) 行政資料室に関すること。

(12) 情報提供に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

4～9 省略

(農林水産部各課の所掌事務)

第13条 省略

2～4 省略

5 農産園芸課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第4号及び第16号から第19号までの事務は、担い手・農地保全対策室が所掌する。

(1)～(17) 省略

(18) 鳥獣害防止対策に関すること(他の主管に属するものを除く。)

(19) 省略

6～11 省略

(部に置く職員)

第16条 省略

2 省略

3 総務部、企画振興部、保健福祉部、経済労働部及び土木部に付を置く。

(課及び室に置く職員)

第17条 省略

2 省略

3 室に室長及び室長補佐(農産園芸課担い手・農地保全対策室、土木管理課技術企画室及び建築住宅課営繕室にあつては、技術室長補佐とする。)を置く。

4 省略

5 省略

(必要に応じて置く職員)

第18条 前条に定めるもののほか、課に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)～(7) 省略

(8) 主幹

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

2 省略

(地方局各部の所掌事務)

第23条 総務企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

(5) 市町村合併に関すること。

(6)～(14) 省略

(15) 文化の振興に関すること。

(16) スポーツの振興に関すること。

(17) 省略

(18) 省略

2～4 省略

(職員)

第24条 省略

4～9 省略

(農林水産部各課の所掌事務)

第13条 省略

2～4 省略

5 農産園芸課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第4号及び第16号から第19号までの事務は、担い手対策推進室が所掌する。

(1)～(17) 省略

(18) 農作物鳥獣害防止対策に関すること。

(19) 省略

6～11 省略

(部に置く職員)

第16条 省略

2 省略

3 総務部、経済労働部及び土木部に付を置く。

(課及び室に置く職員)

第17条 省略

2 省略

3 室に室長及び室長補佐(農業経営課担い手対策推進室、土木管理課技術企画室及び建築住宅課営繕室にあつては、技術室長補佐とする。)を置く。

4 省略

5 幹事課(会計課を除く。)に構造改革班長を置く。

6 省略

(必要に応じて置く職員)

第18条 前条に定めるもののほか、課に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)～(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

2 省略

(地方局各部の所掌事務)

第23条 総務企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

(5) 市町村合併の推進に関すること。

(6)～(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

2～4 省略

(職員)

第24条 省略

2 地方局及びその出先機関に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)～(3) 省略

(4) 主幹

(5) 省略

(6) 省略

(保健所)

第27条 省略

2・3 省略

4 保健所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)～(4) 省略

(5) 主幹

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(食肉衛生検査センター)

第28条 省略

2 省略

3 食肉衛生検査センターに次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

4 省略

(家畜保健衛生所)

第30条 省略

2 次の表の左欄に掲げる家畜保健衛生所に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び当該右欄に掲げる係を置く。

愛媛県東予家畜保健衛生所	指導課	畜産振興係、経営支援係
	防疫課	大家畜係、中小家畜係
愛媛県中予家畜保健衛生所	指導課	畜産振興係、経営支援係
	防疫課	大家畜係、中小家畜係
愛媛県南予家畜保健衛生所	指導課	畜産振興係、経営支援係
	防疫課	大家畜係、中小家畜係

3 家畜保健衛生所に次の支所を置き、今治支所に指導防疫係を、宇和島支所に畜産振興係及び防疫係を置く。

省略

4・5 省略

(衛生環境研究所)

第51条 省略

2 衛生環境研究所に、次の表の左欄に掲げる課並びにそれぞれ当該中欄に掲げる室並びに当該右欄に掲げる係及び科を置く。

省略		
環境研究課	環境監視室	大気環境科、水質環境科

2 地方局及びその出先機関に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(保健所)

第27条 省略

2・3 省略

4 保健所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)～(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(食肉衛生検査センター)

第28条 省略

2 省略

3 食肉衛生検査センターに次の支所を置く。

名称	位置	所管区域
愛媛県食肉衛生検査センター宇和島支所	宇和島市	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡

4 食肉衛生検査センターに次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 支所長

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

5 省略

(家畜保健衛生所)

第30条 省略

2 次の表の左欄に掲げる家畜保健衛生所に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び当該右欄に掲げる係を置く。

愛媛県東予家畜保健衛生所	指導課	指導係
	防疫課	防疫第一係・防疫第二係
愛媛県中予家畜保健衛生所	指導課	指導係
	防疫課	防疫第一係・防疫第二係
愛媛県南予家畜保健衛生所	指導課	指導第一係・指導第二係
	防疫課	防疫第一係・防疫第二係

3 家畜保健衛生所に次の支所を置き、今治支所に指導防疫係を、宇和島支所に指導係及び防疫係を置く。

省略

4・5 省略

(衛生環境研究所)

第51条 省略

2 衛生環境研究所に、次の表の左欄に掲げる課並びにそれぞれ当該中欄に掲げる室並びに当該右欄に掲げる係及び科を置く。

省略		
環境研究課	環境監視室	大気環境科、水質環境科、環境監

	—
省略	

3・4 省略

(農林水産研究所)

第64条 愛媛県農林水産研究所(以下「農林水産研究所」という。)の業務は、次のとおりとする。

(1)~(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 第11号から前号までに掲げるもののほか、畜産経営の改善に関する試験研究及び調査に関すること。

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 第17号から前号までに掲げるもののほか、林業、森林及び緑化に関する試験研究及び調査に関すること。

(29) 省略

(30) 省略

(31) 省略

(32) 省略

(33) 省略

(34) 省略

(35) 省略

(36) 省略

(37) 省略

(38) 第29号から前号までに掲げるもののほか、水産振興に必要な試験研究及び調査に関すること。

2 農林水産研究所に総務課並びに企画環境部及び農業研究部を置き、次の表の左欄に掲げる部、センター及び研究所に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

省略		
農業研究部		
	省略	
省略		
林業研究センター	省略	
	連携推進室	

	視科
省略	

3・4 省略

(農林水産研究所)

第64条 愛媛県農林水産研究所(以下「農林水産研究所」という。)の業務は、次のとおりとする。

(1)~(8) 省略

(9) 協同農業普及事業に関すること。

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 第12号から前号までに掲げるもののほか、畜産経営の改善に関する試験研究及び調査に関すること。

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

(29) 第18号から前号までに掲げるもののほか、林業、森林及び緑化に関する試験研究及び調査に関すること。

(30) 省略

(31) 省略

(32) 省略

(33) 省略

(34) 省略

(35) 省略

(36) 省略

(37) 省略

(38) 省略

(39) 第30号から前号までに掲げるもののほか、水産振興に必要な試験研究及び調査に関すること。

2 農林水産研究所に総務課並びに企画環境部及び農業研究部を置き、次の表の左欄に掲げる部、センター及び研究所に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

省略		
農業研究部	普及情報室	
	省略	
省略		
林業研究センター	省略	
	普及情報室	

水産研究センター	省略	
	研究企画室	
	省略	
省略		

3・4 省略

(東京事務所)

第75条 省略

2 省略

3 東京事務所に、次の表の左欄に掲げる課及び当該右欄に掲げる係を置く。

省略	
産業振興課	産業立地係、観光物産振興係、えひめブランド推進係

4・5 省略

(大阪事務所)

第79条 省略

2 省略

3 大阪事務所に次の係を置く。

- (1) 産業立地係
- (2) 観光物産振興係
- (3) 省略

4・5 省略

別表第1(第5条関係)

課	係
総務管理課	調整管理係_____、自動車係、守衛係
省略	
市町振興課	行政係、連携推進係、選挙係、財政係、税政係_____
省略	
行革分権課	行政改革係、分権改革係
税務課	直税係、自動車税係、税務調査係、オンライン管理係
総合政策課	調整管理係_____
広報広聴課	広報係、報道係、広聴・相談係、情報公開係
統計課	省略
地域政策課	活力創出係、地域づくり支援係
交通対策課	交通企画係、航空振興係、空港対策係、交通運輸係
省略	
文化・スポーツ振興課	管理係

水産研究センター	省略	
	普及情報室	
	省略	
省略		

3・4 省略

(東京事務所)

第75条 省略

2 省略

3 東京事務所に、次の表の左欄に掲げる課及び当該右欄に掲げる係を置く。

省略	
産業振興課	振興係_____、えひめブランド推進係

4・5 省略

(大阪事務所)

第79条 省略

2 省略

3 大阪事務所に次の係を置く。

- (1) 振興係
- (2) 省略

4・5 省略

別表第1(第5条関係)

課	係
総務管理課	調整管理係、政策・予算係、自動車係、守衛係
省略	
税務課	直税係、自動車税係、税務調査係、オンライン管理係
市町振興課	行政係_____、選挙係、財政係、税政係、地域支援係
省略	
行政システム改革課	システム改革係、経営改革係、行政改革係
企画調整課	調整管理係、政策・予算係、企画係、広域政策係、地域政策係、地域振興係
交通対策課	交通企画係、航空振興係、空港対策係、交通運輸係
統計課	省略
省略	
広報広聴課	広報係、報道係、広聴・相談係

国体準備課	総務・企画係、施設調整係、競技式典係
県民生活課	調整管理係_____、表彰係、消費生活係、生活対策係
省略	
県民活動推進課	NPO・ボランティア係、青少年係_____
省略	
保健福祉課	調整管理係_____、企画係、生活保護係
省略	
産業政策課	調整管理係_____、経済計画係、連携支援係、貿易海運係
省略	
省略	
産業創出課	新事業支援係、 <u>新分野開拓係</u> 、技術振興係、産学官連携係
省略	
観光物産課	観光企画係、観光まちづくり係、県産品振興係、 <u>イベント推進係</u>
省略	
農政課	調整管理係_____、企画係、農村振興係、農地調整係、国土調査係
省略	
農産園芸課	管理係、普及指導係、 <u>生産指導係</u> 、研究企画係、果樹係、米麦係、野菜・花き係、環境農業係
担い手・農地保全対策室	農地活用係、 <u>鳥獣害対策係</u> 、担い手育成係、直接支払係
省略	
林業政策課	林業企画係、森林計画係、森林組合係、 <u>木材流通戦略係</u> 、林道整備係、普及指導係
省略	
土木管理課	調整管理係_____、契約係、建設業係
省略	
省略	
砂防課	管理係、砂防係、 <u>傾斜地保全係</u> _____
省略	
道路維持課	道路管理係、道路保全係、道路安全係_____
省略	
審査課	県費審査係、国費係、 <u>財務・旅費システム係</u> _____、旅費審査係

別表第3（第23条の2関係）

地方局の部	課	係
-------	---	---

県民生活課	調整管理係、 <u>政策・予算係</u> 、表彰係、消費生活係、生活対策係
省略	
県民活動推進課	NPO・ボランティア係、青少年係、 <u>情報公開係</u>
省略	
保健福祉課	調整管理係、 <u>政策・予算係</u> 、企画係、生活保護係
省略	
産業政策課	調整管理係、 <u>政策・予算係</u> 、経済計画係、連携支援係、貿易海運係
省略	
省略	
産業創出課	新事業支援係、 <u>産業情報係</u> 、技術振興係、産学官連携係
省略	
観光物産課	観光企画係、観光まちづくり係、県産品振興係_____
省略	
農政課	調整管理係、 <u>政策・予算係</u> 、企画係、農村振興係、農地調整係、国土調査係
省略	
農産園芸課	管理係、普及指導係_____、研究企画係、果樹係、米麦係、野菜・花き係、環境農業係
担い手対策推進室	農地活用係_____、担い手育成係、直接支払係
省略	
林業政策課	林業企画係、森林計画係、森林組合係、 <u>木材利用推進係</u> 、林道整備係、普及指導係
省略	
土木管理課	調整管理係、 <u>政策・予算係</u> 、契約係、建設業係
省略	
省略	
砂防課	管理係、砂防係、 <u>急傾斜係</u> 、地すべり係
省略	
道路維持課	道路管理係、道路保全係、道路安全係、 <u>道路防災係</u>
省略	
審査課	県費審査係、国費係、 <u>財務オンライン係</u> 、 <u>旅費システム係</u> 、旅費審査係

別表第3（第23条の2関係）

地方局の部	課	係
-------	---	---

東予地 方局	総務企画 部	省略		
		課税課	事業税係 __、自動車税係、軽油引取 税係	
		省略		
	省略			
	産業経済 部	産業振興課	省略	
			省略	
			地域農業 室	
		産地育成 室	果樹係、農産園芸係 __	
		農村整備課		
		企画検査 室		
		森林林業課	__ 治山林道係	
		省略		
		今治支 局	省略	
	地域農業室		農業振興係 __	
	産地育成室		果樹係、農産園芸係	
	農村整備課			
	森林林業課		__ 治山林道係	
省略				
建設部	省略			
	建築指導課	建築指導係		
省略				
中予地 方局	省略			
	産業経済 部	産業振興課	省略	
		省略		
		地域農業 室		
	産地育成 室	果樹係、農産園芸係 __		
	農村整備第 一課			
	企画検査 室			
農村整備第 二課				
東予地 方局	総務企画 部	省略		
		課税課	事業税係、不動産取得税 係、自動車税係、軽油引取 税係	
		省略		
	省略			
	産業経済 部	産業振興課	省略	
			省略	
			地域農業 室	地域営農係、担い手支援 係、新居地域担当係
		産地育成 室	果樹係、農産園芸係、畜産 係	
		農村整備課	管理係、用地係、農地整備 係、農村環境係、農地防災 係	
		企画検査 室	調査計画係、団体指導第一 係、団体指導第二係	
		森林林業課	森づくり係、森林活用係、 治山林道係	
		省略		
		今治支 局	省略	
	地域農業室		農業振興係、地域営農係、 担い手支援係	
	産地育成室		果樹係、農畜産係	
	農村整備課		用地事業係、農地整備係、 農村環境係、農地防災係	
	森林林業課		森づくり係、森林活用係、 治山林道係	
省略				
建設部	省略			
	建築指導課	第一係、第二係		
省略				
中予地 方局	省略			
	産業経済 部	産業振興課	省略	
		省略		
		地域農業 室	地域営農係、担い手支援係	
	産地育成 室	果樹係、農産園芸係、畜産 係		
	農村整備第 一課	管理係、用地係、農地整備 係、農地防災第一係、農地 防災第二係		
	企画検査 室	調査計画係、団体指導係		
農村整備第 二課	総合整備係、農村環境係			

		森林林業課	治山林道係
		久万高原森林林業課	治山林道係
	省略		
南予地方局	総務企画部	総務県民課	省略
		消防防災安全室	
	省略		
	省略		
	産業経済部	産業振興課	省略
		省略	
		地域農業室	
		産地育成室	果樹係、農産園芸係
		農村整備課	
		企画検査室	
		森林林業課	治山林道係、山のみち整備係
	省略		
	八幡浜支局	省略	
		地域農業室	農業振興係
		産地育成室	果樹係、農産園芸係
		農村整備第一課	
		農村整備第二課	
		森林林業課	治山林道係
	省略		
	省略		

別表第4（第23条の3関係）

名称	位置	所管区域	所掌事務
東予地方局 四国中央土木事務所	四国中央市	四国中央市	第23条第4項各号に掲げる事務（同項第11号に掲げる事務のうち、県営住宅の管理に関するものを除く。）

		森林林業課	森づくり係、森林活用係、治山林道係
		久万高原森林林業課	森づくり係、森林活用係、治山林道係
	省略		
南予地方局	総務企画部	総務県民課	省略
		消防防災安全室	交通保安係、消防防災係
	省略		
	省略		
	産業経済部	産業振興課	省略
		省略	
		地域農業室	地域営農係、担い手支援係
		産地育成室	果樹係、農産園芸係、畜産係
		農村整備課	管理係、用地係、農地整備係、農地防災係
		企画検査室	調査計画係、団体指導第一係、団体指導第二係
		森林林業課	森づくり係、森林活用係、治山林道係、山のみち整備係
	省略		
	八幡浜支局	省略	
		地域農業室	農業振興係、地域営農係、担い手支援係
		産地育成室	果樹係、農産園芸係、畜産係
		農村整備第一課	用地事業係、農地整備第一係、農地整備第二係、農地防災係
		農村整備第二課	総合整備第一係、総合整備第二係、総合整備第三係、農村環境係
		森林林業課	森づくり係、森林活用係、治山林道係
	省略		
	省略		

別表第4（第23条の3関係）

名称	位置	所管区域	所掌事務
東予地方局 四国中央土木事務所	四国中央市	四国中央市	

東予地方局 今治土木事 務所	今治市	今治市及び 越智郡	第23条第4項各号に掲 げる事務
中予地方局 久万高原土 木事務所	上浮穴 郡久万 高原町	上浮穴郡	第23条第4項各号に掲 げる事務
南予地方局 大洲土木事 務所	大洲市	大洲市及び 喜多郡	第23条第4項第1号か ら第10号まで及び第12 号から第14号までに掲 げる事務
南予地方局 八幡浜土木 事務所	八幡浜 市	八幡浜市及 び西宇和郡	第23条第4項各号に掲 げる事務
		大洲市及び 喜多郡	第23条第4項第11号に 掲げる事務
南予地方局 西予土木事 務所	西予市	西予市	第23条第4項各号に掲 げる事務
南予地方局 愛南土木事 務所	南宇和 郡愛南 町	南宇和郡	第23条第4項各号に掲 げる事務

東予地方局 今治土木事 務所	今治市	今治市及び 越智郡	第23条第4項各号に掲 げる事務
中予地方局 久万高原土 木事務所	上浮穴 郡久万 高原町	上浮穴郡	
南予地方局 大洲土木事 務所	大洲市	大洲市及び 喜多郡	
南予地方局 八幡浜土木 事務所	八幡浜 市	八幡浜市及 び西宇和郡	
		大洲市及び 喜多郡	
南予地方局 西予土木事 務所	西予市	西予市	
南予地方局 愛南土木事 務所	南宇和 郡愛南 町	南宇和郡	

別表第5（第23条の3関係）

土木事務所	課	係
省略		
東予地方局今治土 木事務所	管理課	管理係、契約・建設業係、 _____
	省略	
省略		

別表第5（第23条の3関係）

土木事務所	課	係
省略		
東予地方局今治土 木事務所	管理課	管理係、契約・建設業係、 建築指導係
	省略	
省略		

別表第7（第27条関係）

保健所	課	係
四国中央保健 所	企画課	
	省略	
省略		

別表第7（第27条関係）

保健所	課	係
四国中央保健 所	企画課	医療対策係
	省略	
省略		

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられている者は、別に辞令を發せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられたものとする。

総務部新行政推進局市町振興課財政係長	総務部管理局市町振興課財政係長
総務部新行政推進局市町振興課財政係担当係長	総務部管理局市町振興課財政係担当係長
総務部新行政推進局市町振興課税政係長	総務部管理局市町振興課税政係長
総務部新行政推進局市町振興課	総務部管理局市町振興課
総務部新行政推進局私学文書課公益法人係長	総務部管理局私学文書課公益法人係長
総務部新行政推進局私学文書課	総務部管理局私学文書課
総務部管理局財政課財政改革グループ担当係長	総務部行財政改革局財政課財政改革グループ担当係長
総務部管理局財政課予算調整グループ担当係長	総務部行財政改革局財政課予算調整グループ担当係長

総務部管理局財政課財源調整グループ担当係長	総務部行財政改革局財政課財源調整グループ担当係長
総務部管理局財政課	総務部行財政改革局財政課
総務部新行政推進局行政システム改革課行政改革係長	総務部行財政改革局行革分権課行政改革係長
総務部新行政推進局行政システム改革課	総務部行財政改革局行革分権課
総務部管理局税務課付	総務部行財政改革局税務課付
総務部管理局税務課直税係長	総務部行財政改革局税務課直税係長
総務部管理局税務課直税係担当係長	総務部行財政改革局税務課直税係担当係長
総務部管理局税務課税務調査係長	総務部行財政改革局税務課税務調査係長
総務部管理局税務課税務調査係担当係長	総務部行財政改革局税務課税務調査係担当係長
総務部管理局税務課	総務部行財政改革局税務課
企画情報部秘書広報局秘書課文辞担当担当係長	企画振興部管理局秘書課文辞担当担当係長
企画情報部秘書広報局秘書課	企画振興部管理局秘書課
企画情報部秘書広報局広報広聴課広報係長	企画振興部管理局広報広聴課広報係長
企画情報部秘書広報局広報広聴課報道係長	企画振興部管理局広報広聴課報道係長
企画情報部秘書広報局広報広聴課	企画振興部管理局広報広聴課
企画情報部管理局統計課人口統計係長	企画振興部管理局統計課人口統計係長
企画情報部管理局統計課人口統計係担当係長	企画振興部管理局統計課人口統計係担当係長
企画情報部管理局統計課経済統計係長	企画振興部管理局統計課経済統計係長
企画情報部管理局統計課生活統計係長	企画振興部管理局統計課生活統計係長
企画情報部管理局統計課	企画振興部管理局統計課
企画情報部管理局交通対策課航空振興係長	企画振興部地域振興局交通対策課航空振興係長
企画情報部管理局交通対策課空港対策係長	企画振興部地域振興局交通対策課空港対策係長
企画情報部管理局交通対策課交通運輸係長	企画振興部地域振興局交通対策課交通運輸係長
企画情報部管理局交通対策課	企画振興部地域振興局交通対策課
企画情報部管理局情報政策課情報企画係担当係長	企画振興部地域振興局情報政策課情報企画係担当係長
企画情報部管理局情報政策課行政情報化係担当係長	企画振興部地域振興局情報政策課行政情報化係担当係長
企画情報部管理局情報政策課電子申請推進係長	企画振興部地域振興局情報政策課電子申請推進係長
企画情報部管理局情報政策課管理係長	企画振興部地域振興局情報政策課管理係長
企画情報部管理局情報政策課システム運用グループ担当係長	企画振興部地域振興局情報政策課システム運用グループ担当係長
企画情報部管理局情報政策課	企画振興部地域振興局情報政策課
農林水産部農業振興局農産園芸課担い手対策推進室農地活用係長	農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室農地活用係長
農林水産部農業振興局農産園芸課担い手対策推進室直接支払係長	農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室直接支払係長
農林水産部森林局林業政策課木材利用推進係長	農林水産部森林局林業政策課木材流通戦略係長
東予地方局産業経済部産業振興課地域農業室地域担当グループ担当係長	東予地方局産業経済部産業振興課地域農業室担い手・営農支援グループ担当係長
東予地方局東予家畜保健衛生所指導課指導係長	東予地方局東予家畜保健衛生所指導課畜産振興係長
東予地方局東予家畜保健衛生所防疫課防疫第一係長	東予地方局東予家畜保健衛生所防疫課大家畜係長
東予地方局東予家畜保健衛生所防疫課防疫第二係長	東予地方局東予家畜保健衛生所防疫課中小家畜係長
東予地方局産業経済部今治支局地域農業室地域担当グループ担当係長	東予地方局産業経済部今治支局地域農業室担い手・営農支援グループ担当係長
中予地方局中予家畜保健衛生所指導課指導係長	中予地方局中予家畜保健衛生所指導課畜産振興係長
中予地方局中予家畜保健衛生所防疫課防疫第二係長	中予地方局中予家畜保健衛生所防疫課中小家畜係長

南予地方局産業経済部産業振興課地域農業室地域担当グループ担当係長	南予地方局産業経済部産業振興課地域農業室担い手・営農支援グループ担当係長
南予地方局南予家畜保健衛生所防疫課防疫第一係長	南予地方局南予家畜保健衛生所防疫課大家畜係長

○愛媛県規則第20号

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成23年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県税証紙及び始動票札の買受け等)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 指定金融機関は、県税証紙等の代金を領収したときは、直ちに県税証紙・始動票札売却代金払込書(第23号様式)により払込みをするとともに、当該払込みをした代金に係る県税証紙・始動票札買受申請書及び県税証紙売りさばき高調書を<u>総務部行財政改革局税務課長</u>に送付しなければならない。</p>	<p>(県税証紙及び始動票札の買受け等)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 指定金融機関は、県税証紙等の代金を領収したときは、直ちに県税証紙・始動票札売却代金払込書(第23号様式)により払込みをするとともに、当該払込みをした代金に係る県税証紙・始動票札買受申請書及び県税証紙売りさばき高調書を<u>総務部管理局税務課長</u>に送付しなければならない。</p>

(愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部改正)

第2条 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則(昭和39年愛媛県規則第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第42条 省略</p> <p>(履行延期の特約等に関する権限の地方局長への委任)</p> <p>第42条の2 <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)の保護費に係る返還及び徴収に関する債権については、前条に規定する知事の権限を、所轄の地方局長に委任する。この場合において、同条中「知事」とあるのは「地方局長」と読み替えるものとし、第4条の規定は、適用しないものとする。</u></p>	<p>第42条 省略</p>

(愛媛県建築計画概要書等閲覧規則の一部改正)

第3条 愛媛県建築計画概要書等閲覧規則(昭和47年愛媛県規則第61号)を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前							
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>1～3 省略</td> </tr> <tr> <td>4 省略</td> </tr> <tr> <td>5 省略</td> </tr> </table>	1～3 省略	4 省略	5 省略	<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>1～3 省略</td> </tr> <tr> <td>4 <u>大洲市田口甲425番地1</u> 愛媛県南予地方局大洲土木事務所内</td> </tr> <tr> <td>5 省略</td> </tr> <tr> <td>6 省略</td> </tr> </table>	1～3 省略	4 <u>大洲市田口甲425番地1</u> 愛媛県南予地方局大洲土木事務所内	5 省略	6 省略
1～3 省略								
4 省略								
5 省略								
1～3 省略								
4 <u>大洲市田口甲425番地1</u> 愛媛県南予地方局大洲土木事務所内								
5 省略								
6 省略								

(愛媛県外部監査人の資格を証する書面閲覧規則の一部改正)

第4条 愛媛県外部監査人の資格を証する書面閲覧規則(平成11年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(閱 覧 場 所)</p> <p>第4条 書面の閲覧場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 令第174条の49の33第2項の規定による閲覧 <u>愛媛県総務部</u> <u>行財政改革局行革分権課</u></p>	<p>(閱 覧 場 所)</p> <p>第4条 書面の閲覧場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 令第174条の49の33第2項の規定による閲覧 <u>愛媛県総務部</u> <u>新行政推進局行政システム改革課</u></p>

(愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部改正)

第5条 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則(平成17年愛媛県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(庶 務)</p> <p>第5条 審査会の庶務は、<u>企画振興部管理局広報広聴課</u> において処理する。</p>	<p>(庶 務)</p> <p>第5条 審査会の庶務は、<u>県民環境部管理局県民活動推進課</u> において処理する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第21号

愛媛県スポーツ振興審議会規則を次のように定める。

平成23年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県スポーツ振興審議会規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、愛媛県スポーツ振興審議会条例(昭和37年愛媛県条例第6号)第4条の規定に基づき、愛媛県スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(調 査 審 議 等 事 項)

第2条 審議会が調査審議し、及び知事に建議する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツの団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関すること。

(会 長 及 び 副 会 長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶 務)

第5条 審議会の庶務は、企画振興部地域振興局文化・スポーツ振興課において処理する。

(雑 則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第22号

愛媛県立高等技術専門学校運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立高等技術専門学校運営規則の一部を改正する規則

愛媛県立高等技術専門学校運営規則（昭和33年愛媛県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表（第1条関係）						別表（第1条関係）					
名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練定員	訓練期間	名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練定員	訓練期間
愛媛県立新居浜高等技術専門学校	普通職業訓練	省略				愛媛県立新居浜高等技術専門学校	普通職業訓練	省略			
		短期課程	溶接エンジニア科	<u>20人</u>	1年			短期課程	溶接エンジニア科	<u>30人</u>	1年
省略				<u>10人</u>	<u>6月</u>	省略					
愛媛県立松山高等技術専門学校	普通職業訓練	普通課程	省略			愛媛県立松山高等技術専門学校	普通職業訓練	普通課程	省略		
		短期課程	販売実務科	<u>20人</u>	<u>6月</u>			短期課程			
			OA実務科	<u>10人</u>	<u>1年</u>						
愛媛県立宇和島高等技術専門学校	普通職業訓練	短期課程	省略			愛媛県立宇和島高等技術専門学校	普通職業訓練	短期課程	省略		
			アパレルビジネス科	10人	<u>10月</u>				ソーイングオペレーション科	10人	<u>9月</u>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第23号

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則（昭和31年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
別表第2（第3条 第5条関係）							別表第2（第3条 第5条関係）						
高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間	高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間

1 経営革新 新計画承認グループ資金	経営革新計画承認グループ事業を実施する中小企業者等(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。)第9条第1項に規定する中小企業者等をいう。)	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物(関連施設を含む。以下同じ。)、構築物(関連施設を含む。以下同じ。)又は設備	貸付対象者が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金(以下「整備資金」という。)の100分の80(災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については、100分の90)以内	年1.05パーセント ただし、次のいずれかに該当する場合は、無利子とする。 ア~ウ 省略	省略	
2 省略						
3 下請振興事業計画承認グループ資金	下請振興事業計画承認グループ事業を実施する特定下請組合等(下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する特定下請組合等をいう。)	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	整備資金の100分の80(災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については、100分の90)以内	年1.05パーセント ただし、次のいずれかに該当する場合は、無利子とする。 ア~ウ 省略	省略	
4~12 省略						

別表第4(第3条 第5条関係)

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間
1 地域産業創造基	特定会社、一般社団法人等、商工会等又	地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供	整備資金の100分の80(災害復	年1.05パーセント	省略	

1 経営革新 新計画承認グループ資金	経営革新計画承認グループ事業を実施する中小企業者等(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。)第9条第1項に規定する中小企業者等をいう。)	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物(関連施設を含む。以下同じ。)、構築物(関連施設を含む。以下同じ。)又は設備	貸付対象者が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金(以下「整備資金」という。)の100分の80(災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については、100分の90)以内	年1.10パーセント ただし、次のいずれかに該当する場合は、無利子とする。 ア~ウ 省略	省略	
2 省略						
3 下請振興事業計画承認グループ資金	下請振興事業計画承認グループ事業を実施する特定下請組合等(下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する特定下請組合等をいう。)	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	整備資金の100分の80(災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については、100分の90)以内	年1.10パーセント ただし、次のいずれかに該当する場合は、無利子とする。 ア~ウ 省略	省略	
4~12 省略						

別表第4(第3条 第5条関係)

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間
1 地域産業創造基	特定会社、一般社団法人等、商工会等又	地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供	整備資金の100分の80(災害復	年1.10パーセント	省略	

省略	
----	--

(会計管理者等の事務の一部委任)

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

(1)~(4) 省略

(5) 総務部行財政改革局税務課税務調査係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、税務課がインターネットを利用して行う公売に係る公売保証金及び買受代金の収納及び保管に関する事。

(6) 企画振興部管理局広報広聴課情報公開係長に委任させる事務は、本庁各課に属する会計事務のうち、行政資料管理規程(昭和46年2月訓第127号)第2条に規定する行政資料のうち、有償頒布行政資料に指定されたものの販売代金の収納及び保管に関する事。

(7)~(12) 省略

(13) 次の表の左欄に掲げる出納員に委任させる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる会計事務のうち、公文書の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金(土木部管理局用地課収用係長にあつては、収用委員会の公文書の写しの交付に係るものに限る。)の収納及び保管に関する事。

出納員	会計事務
企画振興部管理局広報広聴課情報公開係長	省略
省略	

2 省略

(前金払)

第59条 前金払をすることができる経費は、令第163条第1号から第7号まで及び令附則第7条に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

(1) 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の役務の料金

(2) 省略

(3) 省略

2 省略

(入札保証金に代わる担保)

第136条 令第167条の7第2項の規定により入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次の各号に掲げるものとする。

(1)~(4) 省略

(5) 契約当事者が確実に認める金融機関の保証

2 前項の規定による担保の価値は、同項第1号の債券にあつては額面金額とし、同項第2号及び第3号の債券にあつては額面金額(発行価格が額面金額と異なるときは、発行価格)の10分の8をもつて換算した額とし、同項第4号の小切手にあつては券面金額とし、同項第5号の保証にあつてはその保証する金額とする。

(入札保証金の免除)

第137条 契約当事者は、一般競争入札に参加する者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 省略

(2) 契約当事者が確実に認める金融機関又は公共工事の前払金保

省略	
----	--

(会計管理者等の事務の一部委任)

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

(1)~(4) 省略

(5) 総務部管理局税務課税務調査係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、税務課がインターネットを利用して行う公売に係る公売保証金及び買受代金の収納及び保管に関する事。

(6) 県民環境部管理局県民活動推進課情報公開係長に委任させる事務は、本庁各課に属する会計事務のうち、行政資料管理規程(昭和46年2月訓第127号)第2条に規定する行政資料のうち、有償頒布行政資料に指定されたものの販売代金の収納及び保管に関する事。

(7)~(12) 省略

(13) 次の表の左欄に掲げる出納員に委任させる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる会計事務のうち、公文書の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金(土木部管理局用地課収用係長にあつては、収用委員会の公文書の写しの交付に係るものに限る。)の収納及び保管に関する事。

出納員	会計事務
県民環境部管理局県民活動推進課情報公開係長	省略
省略	

2 省略

(前金払)

第59条 前金払をすることができる経費は、令第163条第1号から第7号まで及び令附則第7条に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

(1) 省略

(2) 省略

2 省略

(入札保証金に代わる担保)

第136条 令第167条の7第2項の規定により入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次の各号に掲げるものとする。

(1)~(4) 省略

2 前項の規定による担保の価値は、第1号及び第4号の債券にあつては額面金額とし、第2号及び第3号の債券にあつては額面金額(発行価格が額面金額と異なるときは、発行価格)の10分の8をもつて換算した額とす

(入札保証金の免除)

第137条 契約当事者は、一般競争入札に参加する者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 省略

証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に契約保証の予約を行つたとき。

(3) 省略

（契約保証金に代わる担保）

第153条 令第167条の16第2項において準用する令第167条の7第2項の規定により契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

(1) 第136条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げるもの

(2) _____
_____保証事業会社の保証

2 省略

3 第1項第2号_____の規定による担保の価値は、その保証する金額とする。

(2) 省略

（契約保証金に代わる担保）

第153条 令第167条の16第2項において準用する令第167条の7第2項の規定により契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

(1) 第136条第1項第1号から第3号まで_____に掲げるもの

(2) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関の保証

(3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

2 省略

3 第1項第2号及び第3号の規定による担保の価値は、その保証する金額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第25号

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年4月1日

愛媛県知事 中村時広

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

（地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則の一部改正）

第1条 地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則（昭和46年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details changes to the list of positions under Article 39, Paragraph 2 of the Local Public Enterprise Act, specifically regarding the roles of hospital directors and administrative staff.

（地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正）

第2条 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則（昭和46年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details changes to the list of key staff members under Article 15, Paragraph 1, Item 1 of the Local Public Enterprise Act.

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第452号

愛媛県行政改革・地方分権推進委員会規程（平成23年3月愛媛県告示第376号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成23年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（庶務）</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>総務部行財政改革局行革分権課</u>において処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>総務部新行政推進局行政システム改革課</u>において処理する。</p>

○愛媛県告示第453号

愛媛県知事の資産等報告書等の閲覧に関する要綱（平成7年12月愛媛県告示第1603号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成23年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（閲覧場所）</p> <p>第2条 規則第10条第2項の知事が指定する場所は、<u>愛媛県企画振興部管理局広報広聴課</u>内とする。</p>	<p>（閲覧場所）</p> <p>第2条 規則第10条第2項の知事が指定する場所は、<u>愛媛県県民環境部管理局県民活動推進課</u>内とする。</p>

○愛媛県告示第454号

愛媛県情報公開条例第35条第1項の規定による知事が定める法人の指定（平成13年12月愛媛県告示第2012号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成23年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>財団法人愛媛県スポーツ振興事業団（昭和49年12月25日に財団法人愛媛県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>(4) <u>財団法人愛媛県文化振興財団（昭和55年12月26日に財団法人愛媛県文化振興財団という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p>	<p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p>

(12) 省略	(10) 省略
(13) 省略	(11) 省略
(14) 省略	(12) 省略
(15) 省略	(13) 省略
(16) 省略	(14) 省略

○愛媛県告示第455号

愛媛県個人情報保護条例第5条の規定による知事が定める法人の指定（平成13年12月愛媛県告示第2013号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成23年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(1)・(2) 省略	(1)・(2) 省略
(3) <u>財団法人愛媛県スポーツ振興事業団（昭和49年12月25日に財団法人愛媛県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。）</u>	
(4) <u>財団法人愛媛県文化振興財団（昭和55年12月26日に財団法人愛媛県文化振興財団という名称で設立された法人をいう。）</u>	
(5) 省略	(3) 省略
(6) 省略	(4) 省略
(7) 省略	(5) 省略
(8) 省略	(6) 省略
(9) 省略	(7) 省略
(10) 省略	(8) 省略

○愛媛県告示第456号

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県告示第701号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成23年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所	口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
省略				省略			
海外派遣農業研修生選考	学力試験の得点	選考発表の日から1月間	農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室	海外派遣農業研修生選考	学力試験の得点	選考発表の日から1月間	農林水産部農業振興局農産園芸課担い手対策推進室
省略				省略			
農業機械利用技能者技能検定試験	学科試験の得点及び実技試験の可否	合格発表の日から1月間	農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室	農業機械利用技能者技能検定試験	学科試験の得点及び実技試験の可否	合格発表の日から1月間	農林水産部農業振興局農産園芸課

省略

省略

○愛媛県告示第457号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、
区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成23年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) ア 免許番号 宇区第259号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。

基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鈿

点 ア Aから0度41分03秒920メートルの点

イ Aから350度53分52秒1,102メートルの点

ウ Aから358度35分46秒1,227メートルの点

エ Aから8度20分31秒1,070メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(2) ア 免許番号 燧特区第112号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌4月30日まで

(イ) 漁場の位置 西条市玉津地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサエの8直線によって囲まれた区域とソタ、タチ、チツ及びツソの4直線によって囲まれた区域を除く。

基点 A 西条市船屋住友金属鉱山埋立地護岸東端から護岸沿い西へ50メートルの標識

B 西条市西ひうち(2号地)専用護岸東端の海上保安庁水路部側点から護岸沿い西へ358メートルの標識

点 ア Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し860

メートルの点

イ Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し2,960メートルの点

ウ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し3,020メートルの点

エ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し620メートルの点

オ エから73度15分805メートルの点

カ オから307度45分310メートルの点

キ ウから78度20分380メートルの点

ク ウから78度20分180メートルの点

ケ シから351度280メートルの点

コ ケから208度30分260メートルの点

サ コから253度30分228メートルの点

シ エから73度15分385メートルの点

ス Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し960メートルの点

セ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し1,640メートルの点

ソ スから73度15分1,450メートルの点

タ スから73度15分2,030メートルの点

チ セから78度20分1,960メートルの点

ツ セから78度20分1,380メートルの点

ウ 地元地区 西条市玉津

エ 制限又は条件

(ア) 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。

(イ) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(ウ) 操業にあたっては水底電線に支障を及ぼしてはならない。

(3) ア 免許番号 燧特区第113号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 西条市玉津地先

(ウ) 漁場の区域

ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲まれた区域。

基点 A 西条市西ひうち(2号地)専用護岸東端の海上保安庁水路部側点から護岸沿い西へ358メートルの標識

点 ア Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し960メートルの点

イ Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し1,640メートルの点

ウ アから73度15分1,450メートルの点

- エ アから73度15分2,030メートルの点
- オ イから78度20分1,960メートルの点
- カ イから78度20分1,380メートルの点

ウ 地元地区 西条市玉津

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(4) ア 免許番号 宇特区第392号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域。

基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鈹

点 ア Aから89度40分22秒248メートルの点

イ Aから329度58分42秒471メートルの点

ウ Aから350度30分14秒554メートルの点

エ Aから340度04分53秒718メートルの点

オ Aから15度14分15秒1,277メートルの点

カ Aから48度10分08秒1,145メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(5) ア 免許番号 宇特区第393号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・とさかのり養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。

基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鈹

点 ア Aから329度58分42秒471メートルの点

イ Aから324度03分43秒662メートルの点

ウ Aから340度04分53秒718メートルの点

エ Aから350度30分14秒554メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

2 免許予定日

平成23年 7月 1日

3 申請期間

平成23年 4月 1日から平成23年 5月31日まで

4 存続期間

平成23年 7月 1日から平成26年 3月31日まで

○愛媛県告示第458号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成23年 4月 1日

愛媛県知事 中村時広

（南予地方局産業経済部八幡浜支局管内）

三机加入区	大江志津小島加入区
-------	-----------

○愛媛県告示第459号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成19年 4月愛媛県告示第1849号）による保険に付すべき義務は、平成23年 3月31日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成23年 4月 1日

愛媛県知事 中村時広

（南予地方局産業経済部八幡浜支局管内）

三机加入区	大江志津小島加入区
-------	-----------

○愛媛県告示第460号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第7号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を次のとおり定める。

平成23年 4月 1日

愛媛県知事 中村時広

- 1 四国中央市の藤谷池及び二級河川川茂川水系川茂川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 2 御舟川雨水幹線、観音水雨水幹線及び新川雨水幹線並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 3 西条市北条1407番1地先の遊水池、二級河川崩口川水系崩口川及び二級河川一ツ橋川水系一ツ橋川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 4 二級河川大曲川水系大曲川及び二級河川新川水系新川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 5 愛媛県と高知県の県境から上流の一級河川渡川水系広見川、目黒川及び家地川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 6 二級河川来村川水系来村川及び二級河川神田川水系神田川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面

○愛媛県告示第461号

愛媛県工事執行規程（昭和39年8月愛媛県告示第695号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成23年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（前金払）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 契約担当者から契約を締結する旨の通知を受けた者は、契約保証金の納付に代えて規則第153条第1項第2号の規定による担保を提供しようとする場合は、当該通知を受けた後直ちに工事請負代金一部前払額決定申請書を契約担当者に提出し、前金払の額の決定を受けなければならない。この場合においては、前項の規定は、適用しない。</p>	<p>（前金払）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 契約担当者から契約を締結する旨の通知を受けた者は、契約保証金の納付に代えて規則第153条第1項第3号の規定による担保を提供しようとする場合は、当該通知を受けた後直ちに工事請負代金一部前払額決定申請書を契約担当者に提出し、前金払の額の決定を受けなければならない。この場合においては、前項の規定は、適用しない。</p>

○愛媛県告示第462号

県営住宅駐車場及び駐車場使用料の額（平成20年3月愛媛県告示第513号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成23年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>1 県営住宅駐車場の位置及び1平方メートル当たりの駐車場使用料の額（愛媛県県営住宅管理条例施行規則第12条の10第1項第2号に規定する管理事務費を除いた額をいう。以下同じ。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">駐車場使用料 (月額)</th> <th style="text-align: center;">有 料 化 開始年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三町団地</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東予団地</td> <td style="text-align: center;">西条市国安</td> <td> (1) 舗装され ている区画 66円 (2) 舗装され ていない区 画 34円 </td> <td style="text-align: center;">平成23年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 省略</p>	名 称	位 置	駐車場使用料 (月額)	有 料 化 開始年度	省略				省略				三町団地	省略			東予団地	西条市国安	(1) 舗装され ている区画 66円 (2) 舗装され ていない区 画 34円	平成23年度	<p>1 県営住宅駐車場の位置及び1平方メートル当たりの駐車場使用料の額（愛媛県県営住宅管理条例施行規則第12条の10第1項第2号に規定する管理事務費を除いた額をいう。以下同じ。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">駐車場使用料 (月額)</th> <th style="text-align: center;">有 料 化 開始年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三町団地</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 省略</p>	名 称	位 置	駐車場使用料 (月額)	有 料 化 開始年度	省略				省略				三町団地	省略		
名 称	位 置	駐車場使用料 (月額)	有 料 化 開始年度																																		
省略																																					
省略																																					
三町団地	省略																																				
東予団地	西条市国安	(1) 舗装され ている区画 66円 (2) 舗装され ていない区 画 34円	平成23年度																																		
名 称	位 置	駐車場使用料 (月額)	有 料 化 開始年度																																		
省略																																					
省略																																					
三町団地	省略																																				

訓 令

○愛媛県訓令第2号

庁 中 一 般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（局長）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 行財政改革局長、地域振興局長、防災局長、環境局長、健康衛生局長、生きがい推進局長、産業支援局長、観光国際局長、農業振興局長、森林局長、水産局長、河川港湾局長及び道路都市局長は、上司の命を受け、それぞれ行財政改革局、地域振興局、防災局、環境局、健康衛生局、生きがい推進局、産業支援局、観光国際局、農業振興局、森林局、水産局、河川港湾局及び道路都市局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p> <p>（主幹）</p> <p>第21条 主幹 は、上司の命を受け、<u>グループの事務を掌理し、当該グループに属する職員を指揮監督する。</u></p>	<p>（局長）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 新行政推進局長、秘書広報局長、防災局長、環境局長、健康衛生局長、生きがい推進局長、産業支援局長、観光国際局長、農業振興局長、森林局長、水産局長、河川港湾局長及び道路都市局長は、上司の命を受け、それぞれ新行政推進局、秘書広報局、防災局、環境局、健康衛生局、生きがい推進局、産業支援局、観光国際局、農業振興局、森林局、水産局、河川港湾局及び道路都市局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p> <p>（構造改革班長）</p> <p>第21条 構造改革班長は、上司の命を受け、<u>財政構造改革の推進に関する事務を処理する</u>。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第3号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

第1条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<p>（代決者）</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p>				<p>（代決者）</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p>			
区分	決裁者	代決者		区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者			第1次代決者	第2次代決者
知事の権限に属する事務	省略			知事の権限に属する事務	省略		
	課長	原子力安全対策推進監（担当事務に限る。）、高速道路推進監（担当事務に限る。）、課	省略		課長	原子力安全対策推進監（担当事務に限る。）、高速道路推進監（担当事務に限る。）、課	省略

		長補佐、技術課長補佐、主幹（担任事務に限る。）又は所長	
	省略		
省略			

2 省略

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

		長補佐、技術課長補佐、所長又は構造改革班長（担任事務に限る。）	
	省略		
省略			

2 省略

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
財 政 課	1 地方 自治法 の施行 に関す る事務	1 県議会に関すること。				
		(1) 県議会の招集（第101条）	—			
		(2) 県議会に対する議案の送付（第149条）			—	
		(3) 県議会議決事項の告示又は報告			—	
		(4) 議決予算の総務大臣への報告及び公表（第219条）			—	
		2 起債に関すること（第230条）。	—			
		3 一時借入金の決定（第235条の3）		—		
		4 財政状況の作成及び公表（第243条の3）		—		
	2 地方 交付税 法の施 行に関 する事 務	1 交付税の算定資料の提出（第5条）		—		
		2 交付税の額に関する審査の申立て（第18条）		—		
3 愛媛 県予算 の編成 及び執 行に関 する規 則の施 行に関 する事 務	1 予算執行計画の承認（第8条）		—			
	2 歳出予算の配当（第9条）		—			
	3 予備費の充当決定（第14条）	—				
	4 地方自治法第218条第4項による弾力条項適用の決定（第15条）	—				
	5 継続費の逐次繰越しの承認（第18条）		—			
	6 明許繰越し及び事故繰越しの決定（第19条）	—				

4 地方 公共団 体の財 政の健 全化に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1 健全化判断比率及び資金 不足比率の公表（第3条第 1項、第22条第1項）	—		
	2 健全化判断比率及び資金 不足比率の総務大臣への報 告（第3条第3項、第22条 第3項）	—		
5 当せ ん金付 証券法 の施行 に關す る事務	1 当せん金付証券発売限度 額の決定（第4条）	—		
6 その 他	1 財務諸報告に関するこ と。	—		

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
税 務 課	1 県税 及び地 方法人 特別税 の賦課 徴収に 関する 事務	1 核燃料税の課税標準額又 は税額の更正又は決定（地 方税法（以下この部におい て「法」という。）第276 条）	—			
		2 大規模償却資産に対する 固定資産税の決定（法第 740条から第745条まで、愛 媛県県税賦課徴収条例（以 下この部において「条例」 という。）第57条から第59 条まで）	—			
		3 災害等による期限の延長 （条例第8条第1項）	—			
		4 申告等義務違反に関する 過料を科すること（条例第 87条）。	—			
		5 地方法人特別税に関する 総務大臣への報告（地方法 人特別税等に関する暫定措 置法 第20条 第1項、第2 項）			—	
2 地方 譲与税 の調定 決議に 関する 事務	1 地方法人特別譲与税、地 方揮発油譲与税、石油ガス 譲与税、地方道路譲与税及 び航空機燃料譲与税の調定 決議		—			

3 市町村交付金等に関する事務	1 利子割の交付（地方税法（以下この部において「法」という。）第71条の26第1項）			—
	2 配当割の交付（法第71条の47第1項）			—
	3 株式等譲渡所得割の交付（法第71条の67第1項）			—
	4 地方消費税に係る徴収取扱費の支払（法第72条の113第1項、法附則第9条の14第1項）			—
	5 地方消費税の清算（法第72条の114第1項、第2項、法附則第9条の15）			—
	6 地方消費税の交付（法第72条の115第1項、法附則第9条の15）			—
	7 ゴルフ場利用税の交付（法第103条）			—
	8 自動車取得税の交付（法第143条第1項）			—

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
市 町 振 興 課	1～16 省略				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
市 町 振 興 課	1～16 省略				
	17 地域総合整備資金の貸付けに関する事務	1 地域振興民間能力活用事業計画の策定及び貸付対象事業の認定等（愛媛県地域総合整備資金貸付要綱（平成元年10月6日制定。以下この部において「要綱」という。）第3条、第10条第2項）	—		
		2 貸付金の繰上償還の決定（要綱第13条）			—
		3 貸付けの決定及び取消し（要綱第15条第1項から第3項まで、第5項、第6項）	—		
		4 事業内容の変更の承認（要綱第15条第4項）	—		
		5 貸付対象事業の完了届の受理（要綱第18条）			—
		6 貸付対象施設の状況等の調査及び報告の徴収等（要綱第19条）			—

17	省略				

22	防災 のため の集団 移転促 進事業 に係る 国の財 政上の 特別措 置等に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1 市町の集団移転促進事業 計画に関する意見の申出等 (第3条)			—
		2 市町の集団移転促進事業 の実施に関する助言、指導 等(第9条)			—
23	地方 拠点都 市地域 の整備 及び産 業業務 施設の 再配置 の促進 に關す る法律 の施行 に關す る事務	1 地方拠点都市地域の指 定、変更及び解除(第4条 第1項、第4項、第5条)	—		
		2 主務大臣に対する協議 (第4条第2項、第5条第 2項)		—	
		3 関係市町に対する協議 (第4条第3項、第5条第 2項)			—
		4 基本計画の同意及び変更 の同意(第6条第1項、第 7項、第7条)	—		
24	省略				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
私 学 文 書 課	1 ~ 10 省略				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
私 学 文 書 課	1 ~ 10 省略				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
財 政 課	1 地方 自治法 の施行 に關す る事務	1 県議会に關すること。			
		(1) 県議会の招集(第101 条)	—		
		(2) 県議会に対する議案の 送付(第149条)			—

	(3) <u>県議会議決事項の告示又は報告</u>				—
	(4) <u>議決予算の総務大臣への報告及び公表(第219条)</u>				—
	2 <u>起債に関すること(第230条)。</u>	—			
	3 <u>一時借入金の決定(第235条の3)</u>		—		
	4 <u>財政状況の作成及び公表(第243条の3)</u>		—		
2 地方 交付税 法の施 行に関 する事 務	1 <u>交付税の算定資料の提出(第5条)</u>		—		
	2 <u>交付税の額に関する審査の申立て(第18条)</u>		—		
3 愛媛 県予算 の編成 及び執 行に関 する規 則の施 行に関 する事 務	1 <u>予算執行計画の承認(第8条)</u>		—		
	2 <u>歳出予算の配当(第9条)</u>		—		
	3 <u>予備費の充当の決定(第14条)</u>	—			
	4 <u>地方自治法第218条第4項による弾力条項適用の決定(第15条)</u>	—			
	5 <u>継続費の通次繰越しの承認(第18条)</u>		—		
	6 <u>明許繰越し及び事故繰越しの決定(第19条)</u>	—			
4 地方 公共団 体の財 政の健 全化に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1 <u>健全化判断比率及び資金不足比率の公表(第3条第1項、第22条第1項)</u>		—		
	2 <u>健全化判断比率及び資金不足比率の総務大臣への報告(第3条第3項、第22条第3項)</u>		—		
5 当せ ん金付 証票法 の施行 に関す る事務	1 <u>当せん金付証票発売限度額の決定(第4条)</u>		—		
6 その 他	1 <u>財務諸報告に関すること。</u>		—		

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
行 革 分 権 課	1～11 省略				
	12 知事 会に関 する事 務	1 全国知事会に関する こと。	—		
		2 四国知事会に関する こと。	—		
	13 四国 4県連 携の推 進に関 する事 務	1 四国4県連携の推進に関 すること。	—		
	14 広域 自治体 の在り 方に関 する事 務	1 広域自治体の在り方に関 すること。	—		
	15 地方 行政連 絡会議 法の施 行に関 する事 務	1 四国地方行政連絡会議に 関すること。	—		

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
行 政 シ ス テ ム 改 革 課	1～11 省略				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
税 務 課	1 県税 及び地 方法人 特別税 の賦課 徴収に 関する 事務	1 核燃料税の課税標準額又は 税額の更正又は決定（地 方税法（以下この部におい て「法」という。）第276 条）	—		
		2 大規模償却資産に対する 固定資産税の決定（法第 740条から第745条まで、愛 媛県県税賦課徴収条例（以	—		

	<p>下この部において「条例」という。)第57条から第59条まで)</p>				
	<p>3 災害等による期限の延長 (条例第8条第1項)</p>		—		
	<p>4 申告等義務違反に関する過料を科すること(条例第87条)。</p>	—			
	<p>5 地方法人特別税に関する総務大臣への報告(地方法人特別税等に関する暫定措置法第20条第1項、第2項)</p>				—
2 地方譲与税の調定決議に関する事務	<p>1 地方法人特別譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、地方道路譲与税及び航空機燃料譲与税の調定決議</p>			—	
3 市町村交付金等に関する事務	<p>1 利子割の交付(地方税法(以下この部において「法」という。)第71条の26第1項)</p>			—	
	<p>2 配当割の交付(法第71条の47第1項)</p>			—	
	<p>3 株式等譲渡所得割の交付(法第71条の67第1項)</p>			—	
	<p>4 地方消費税に係る徴収取扱費の支払(法第72条の113第1項、法附則第9条の14第1項)</p>			—	
	<p>5 地方消費税の清算(法第72条の114第1項、第2項、法附則第9条の15)</p>			—	
	<p>6 地方消費税の交付(法第72条の115第1項、法附則第9条の15)</p>			—	
	<p>7 ゴルフ場利用税の交付(法第103条)</p>			—	
	<p>8 自動車取得税の交付(法第143条第1項)</p>			—	

別表第3(第4条関係)

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
総	1 省略					

別表第3(第4条関係)

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
企	1 省略					

合
政
策
課

2	省略						
3	省略						
4	省略						
5	省略						
6	省略						
7	省略						
8	省略						

画
調
整
課

2	国立 大学及 び国立 高等専 門学校 に関す る事務	1 国立大学及び国立高等専 門学校に関する <u>こと。</u>	—				
3	広域 連携に 関する 事務	1 四国 4 県連携の推進	—				
		2 地域連携軸構想の推進	—				
		3 その他広域連携に関する <u>こと。</u>	—				
4	省略						
5	省略						
6	省略						
7	省略						
8	地方 行政連 絡会議 法の施 行に関 する事 務	1 四国地方行政連絡会議に 関する <u>こと。</u>	—				
9	知事 会に関 する事 務	1 全国知事会に関する <u>こ と。</u>	—				
		2 四国知事会に関する <u>こ と。</u>	—				
10	省略						
11	省略						
12	省略						
13	広域 自治体 の在り 方に関 する事 務	1 広域自治体の在り方に 関する <u>こと。</u>	—				
14	科学 技術の 振興に 関する 事務	1 科学技術振興指針の策定 及び変更	—				
		2 科学技術振興会議に関す る <u>こと。</u>	—				
		3 県立試験研究機関の評価 に関する事務の総括に関す る <u>こと。</u>	—				
		4 その他科学技術の振興に 関する <u>こと。</u>				—	
15	規制 緩和に 関する 事務の	1 規制緩和に係る総合調整 に関する <u>こと。</u>				—	

総括に 関する 事務					
------------------	--	--	--	--	--

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
交 通 対 策 課	1 総合 交通対 策の総 合企画、 総合調 整及び 推進に 関する 事務	1 総合交通対策の総合企 画、総合調整及び推進	—		
		2 総合交通計画の策定	—		
	2 太平 洋新国 土軸構 想の推 進に関 する事 務	1 太平洋新国土軸構想の推 進	—		
		2 豊予海峡ルート建設推 進	—		
	3 航空 に関す る事務	1 航空網の整備充実に関す ること。	—		
	4 空港 及び空 港周辺 地域の 整備推 進に関 する事 務	1 空港の整備推進に関する こと。			
		(1) 拡張整備の推進	—		
	5 松山 空港地 域活性 化構想 の推進 に関す る事務	2 空港周辺地域の整備推進 に関すること。			—
		1 松山空港地域活性化構想 に関すること。			
		(1) 実施計画の策定及び変 更	—		
		(2) 実施計画に基づく施策 の推進		—	
	6 鉄道、 海上交 通運輸 その他 交通運 輸に関	2 松山空港地域活性化推進 協議会に関すること。	—		
1 新幹線鉄道の推進及び鉄 道網の整備推進		—			
2 海上交通運輸その他交通 運輸に関すること。			—		

する事務					
------	--	--	--	--	--

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
統 計 課	1 統計 法の施 行に関 する事 務	1 調査区の設定及び修正 (第16条、統計法施行令 (以下この部において「政 令」という。)第4条第1 項)			—
		2 統計調査員の任免(第14 条、第16条、政令第4条第 1項)			—
		3 資料の提出の要求及び立 入検査(第15条第1項、第 16条、政令第4条第1項)			—
		4 調査票その他関係書類の 提出(第16条、政令第4条 第1項)			—
		5 統計調査実施に伴う関係 機関との協調(第30条)			—
		6 調査票情報等の利用(第 27条 第2項、第33条 第1 号)			—
		7 届出を要する統計調査の 進達(第24条第1項)			—
		8 調査票の配布、取集、審 査及び集計			—
		9 統計事務の指導			—
		10 統計調査員の指揮監督			—
		11 一般統計調査の受託			—
2 愛媛 県統計 調査条 例の施 行に関 する事 務	1 県基幹統計調査の指定及 び解除(第2条第2項、第 3条第1項)		—		
3 統計 功労者 の表彰 に関す る事務	1 統計功労者の表彰			—	

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長

情報政策課	1 高度情報化対策の総合企画、総合調整及び推進に関する事務	1 高度情報化対策の総合企画、総合調整及び推進	—			
	2 テレトピア構想等地域情報化の推進に関する事務	1 推進計画の策定	—			
		2 推進体制の整備に関すること。	—			
	3 行政情報ネットワークシステムに関する事務	1 行政情報ネットワークシステムの開発	—			
		2 行政情報ネットワークシステムの管理及び運用				—
		3 行政情報ネットワークシステムの安全対策	—			
	4 情報スーパーハイウェイに関する事務	1 情報スーパーハイウェイネットワークシステムの開発	—			
		2 情報スーパーハイウェイネットワークシステムの管理及び運用				—
		3 情報スーパーハイウェイネットワークシステムの利用促進				—
4 情報スーパーハイウェイネットワークシステムの安全対策		—				
5 地方自治情報センターに関する事務	1 地方自治情報センターとの連絡調整				—	
6 総合行政ネットワークに関する事務	1 総合行政ネットワークへの接続に関すること。	—				
	2 総合行政ネットワークの管理及び運用に関すること。				—	

7 電子申請システムに関する事務	1 電子申請システムの構築に関すること。		—		
	2 電子申請システムの管理及び運用に関すること。				—
8 文書管理・電子決裁システムに関する事務	1 文書管理・電子決裁システムの構築に関すること。		—		
	2 文書管理・電子決裁システムの管理及び運用に関すること。				—
9 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行に関する事務	1 署名検証者に関すること。				
	(1) 失効情報等の提供に係る取決めの締結（第17条第4項）				—
	(2) 報告の徴収（第56条第2項）		—		
	2 認証業務情報に関すること。				
	(1) 安全確保措置（第20条第1項）			—	
	(2) 自己の認証業務情報の開示等（第29条第2項、第30条第2項）				—
	(3) 自己の認証業務情報の訂正等の請求の処理（第31条）				—
	3 指定認証機関に関すること。				
	(1) 認証事務の委任及び委任の解除（第34条第1項、第50条）	—			
	(2) 電子証明書の発行手数料及び失効情報の情報提供手数料を収受させることの決定並びにそれらの額の承認（第34条第4項から第6項まで）			—	
	(3) 指示（第46条第2項）		—		
(4) 報告の徴収及び立入検査（第47条第2項）		—			
4 運用規程の作成等（第57条）		—			
10 汎用コンピュータシステムに関する	1 汎用コンピュータの機種決定	—			
	2 汎用コンピュータシステムの管理及び運用				—
	3 汎用コンピュータシステ	—			

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
広 報 広 聴 課	1～4 省略				
	5 情報 公開に 関する 事務の 総括に 関する 事務	1 情報公開制度の決定に 関すること。	—		
		2 情報公開制度についての 連絡調整に關すること。		—	
		3 情報公開制度の広報に 関すること。			—
		4 情報公開制度に係る職員 の意識啓発に關すること。			—
		5 その他情報公開の実施に 關すること。			—
	6 個人 情報保 護に 関する 事務の 総括に 関する 事務	1 個人情報保護制度の決定 に關すること。	—		
		2 個人情報保護制度につ いての連絡調整に關する こと。		—	
		3 個人情報保護制度の広報 に關すること。			—
		4 個人情報保護制度に係る 職員の意識啓発に關する こと。			—
		5 住民の支援に關すること (個人情報の保護に關する 法律第12条)。			—
		6 その他個人情報保護の実 施に關すること。			—
	7 知事 の資産 等の公 開に 関する 事務	1 知事の資産等公開制度の 決定に關すること。	—		
		2 その他知事の資産等公開 制度の実施に關すること。			—
	8 行政 資料室 に關す る事務	1 行政資料室の管理運営に 關すること。			—
9 情報 提供に 関する 事務	1 情報提供施策の企画及び 推進に關すること。		—		
	2 情報提供の実施に關する こと。			—	

	する事 務	△の利用の推進				
--	----------	---------	--	--	--	--

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
広 報 広 聴 課	1～4 省略				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
統 計 課	1 統計 法の施 行に関 する事 務	1 調査区の設定及び修正 (第16条、統計法施行令 (以下この部において「政 令」という。)第4条第1 項)			—
		2 統計調査員の任免(第14 条、第16条、政令第4条第 1項)			—
		3 資料の提出の要求及び立 入検査(第15条第1項、第 16条、政令第4条第1項)			—
		4 調査票その他関係書類の 提出(第16条、政令第4条 第1項)			—
		5 統計調査実施に伴う関係 機関との協調(第30条)			—
		6 調査票情報等の利用(第 27条 第2項、第33条 第1 号)			—
		7 届出を要する統計調査の 進達(第24条第1項)			—
		8 調査票の配布、収集、審 査及び集計			—
		9 統計事務の指導			—
		10 統計調査員の指揮監督			—
		11 一般統計調査の受託			—
2 愛媛 県統計 調査条 例の施 行に関 する事 務	1 県基幹統計調査の指定及 び解除(第2条第2項、第 3条第1項)		—		
3 統計 功労者 の表彰 に関す る事務	1 統計功労者の表彰			—	

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
地 域	1 地域 振興に	1 地域振興の企画及び調整 に関すること。	—		

政 策 課	関する 事務				
	2 規制 緩和に 関する 事務の 総括に 関する 事務	1 規制緩和に関する事務の 総括に関すること。			—
	3 国立 大学及 び国立 高等専 門学校 に關す る事務	1 国立大学及び国立高等専 門学校に関すること。		—	
	4 科学 技術の 振興に 関する 事務	1 科学技術振興指針の策定 及び変更	—		
		2 科学技術振興会議に關す ること。		—	
		3 県立試験研究機関の評価 に関する事務の総括に關す ること。		—	
		4 その他科学技術の振興に 關すること。			—
	5 地域 総合整 備資金 の貸付 けに關 する事 務	1 地域振興民間能力活用事 業計画の策定及び貸付対象 事業の認定等（愛媛県地域 総合整備資金貸付要綱（平 成元年10月 6日制定。以下 この部において「要綱」と いう。）第 3 条、第10条第 2 項）	—		
		2 貸付金の繰上償還の決定 （要綱第13条）			—
		3 貸付けの決定及び取消し （要綱第15条第 1 項から第 3 項 まで、第 5 項、第 6 項）	—		
		4 事業内容の変更の承認 （要綱第15条第 4 項）	—		
		5 貸付対象事業の完了届の 受理（要綱第18条）			—
		6 貸付対象施設の状況等の 調査及び報告の徴収等（要 綱第19条）			—
		7 貸付対象施設の変更又は 処分の承認（要綱第20条）		—	
8 貸付けに係る支出事務、 徴収事務等の委託（要綱第 22条）				—	

	9 市町の貸付けに係る意見 具申（愛媛県地域総合整備 資金貸付制度取扱要領第10 の3）			—	
6 多極 分散型 国土形 成促進 法の施 行に関 する事 務	1 振興拠点地域基本構想の 作成及び協議（第7条第1 項）	—			
	2 関係市町に対する協議 （第7条第4項、第10条第 2項）				—
	3 振興拠点地域基本構想の 公表（第8条第3項、第10 条第2項）			—	
	4 振興拠点地域基本構想の 変更及び変更協議（第10条 第1項）		—		
7 離島 振興法 の施行 に関す る事務	1 離島振興計画の作成及び 変更（第4条第1項、第5 項、第9項）	—			
	2 離島振興計画案の提出の 要求（第4条第3項、第9 項）				—
8 過疎 地域自 立促進 特別措 置法の 施行に 関する 事務	1 過疎地域自立促進方針の 作成（第5条）	—			
	2 過疎地域自立促進市町村 計画の作成及び変更につい ての協議（第6条第4項、 第7項）			—	
	3 過疎地域自立促進県計画 の作成（第7条第1項、第 4項）	—			
	4 過疎地域自立促進県計画 の変更（第7条第1項、第 4項、第5項）		—		
9 半島 振興法 の施行 に関す る事務	1 半島振興対策実施地域の 指定の申請（第2条第1 項）	—			
	2 関係市町長に対する協議 （第2条第2項、第3条第 3項、第5項）				—
	3 半島振興計画の作成及び 協議（第3条第1項）	—			
	4 半島振興計画の変更及び 変更協議（第3条第1項、 第5項）		—		
10 防災 のため の集団 移転促	1 市町の集団移転促進事業 計画に関する意見の申出等 （第3条）			—	
	2 市町の集団移転促進事業			—	

進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の施行に関する事務	の実施に関する助言、指導等（第9条）				
11 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置に関する法律の施行に関する事務	1 地方拠点都市地域の指定、変更及び解除（第4条第1項、第4項、第5条）	—			
	2 主務大臣に対する協議（第4条第2項、第5条第2項）		—		
	3 関係市町に対する協議（第4条第3項、第5条第2項）				—
	4 基本計画の同意及び変更の同意（第6条第1項、第7項、第7条）		—		

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
交 通 対 策 課	1 総合交通対策の総合企画、総合調整及び推進に関する事務	1 総合交通対策の総合企画、総合調整及び推進	—			
		2 総合交通計画の策定	—			
	2 太平洋新国土軸構想の推進に関する事務	1 太平洋新国土軸構想の推進		—		
		2 豊予海峡ルート建設の推進		—		
	3 航空に関する事務	1 航空網の整備充実に関すること。		—		

4 空港及び空港周辺地域の整備推進に関する事務	1 空港の整備推進に関すること。				
	(1) 拡張整備の推進	—			
	2 空港周辺地域の整備推進に関すること。				—
5 松山空港地域活性化構想の推進に関する事務	1 松山空港地域活性化構想に関すること。				
	(1) 実施計画の策定及び変更	—			
	(2) 実施計画に基づく施策の推進			—	
	2 松山空港地域活性化推進協議会に関すること。	—			
6 鉄道、海上交通運輸その他交通運輸に関する事務	1 新幹線鉄道の推進及び鉄道路線の整備推進	—			
	2 海上交通運輸その他交通運輸に関すること。			—	

組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
情 報 政 策 課	1 高度情報化対策の総合企画、総合調整及び推進に関する事務	1 高度情報化対策の総合企画、総合調整及び推進	—		
	2 テレトピア構想等地域情報化の推進に関する事務	1 推進計画の策定	—		
		2 推進体制の整備に関すること。	—		
3 行政情報ネ	1 行政情報ネットワークシステムの開発	—			

ネットワ ークシ ステム に関す る事務	2 行政情報ネットワークシ ステムの管理及び運用			—
	3 行政情報ネットワークシ ステムの安全対策		—	
4 情報 スーパ ーハイ ウェイ に関す る事務	1 情報スーパーハイウェイ ネットワークシステムの開 発		—	
	2 情報スーパーハイウェイ ネットワークシステムの管 理及び運用			—
	3 情報スーパーハイウェイ ネットワークシステムの利 用促進			—
	4 情報スーパーハイウェイ ネットワークシステムの安 全対策		—	
5 地方 自治情 報セン ターに 関する 事務	1 地方自治情報センターと の連絡協調			—
6 総合 行政ネ ットワ ークに 関する 事務	1 総合行政ネットワークへ の接続に関すること。		—	
	2 総合行政ネットワークの 管理及び運用に関するこ と。			—
7 電子 申請シ ステム に関す る事務	1 電子申請システムの構築 に関すること。		—	
	2 電子申請システムの管理 及び運用に関すること。			—
8 文書 管理・ 電子決 裁シス テムに 関する 事務	1 文書管理・電子決裁シス テムの構築に関すること。		—	
	2 文書管理・電子決裁シス テムの管理及び運用に関す ること。			—
9 電子 署名に 係る地 方公共 団体の 認証業 務に関 する法 律の施	1 署名検証者に関するこ と。			
	(1) 失効情報等の提供に係 る取決めの締結（第17条 第4項）			—
	(2) 報告の徴収（第56条第 2項）		—	
	2 認証業務情報に関するこ と。			

行に關する事務	(1) <u>安全確保措置（第20条第1項）</u>			—	
	(2) <u>自己の認証業務情報の開示等（第29条第2項、第30条第2項）</u>				—
	(3) <u>自己の認証業務情報の訂正等の請求の処理（第31条）</u>				—
	3 <u>指定認証機関に関すること。</u>				
	(1) <u>認証事務の委任及び委任の解除（第34条第1項、第50条）</u>	—			
	(2) <u>電子証明書の発行手数料及び失効情報の情報提供手数料を收受させることの決定並びにそれらの額の承認（第34条第4項から第6項まで）</u>			—	
	(3) <u>指示（第46条第2項）</u>		—		
	(4) <u>報告の徴収及び立入検査（第47条第2項）</u>		—		
	4 <u>運用規程の作成等（第57条）</u>		—		
	10 汎用コンピュータシステムに関する事務	1 汎用コンピュータの機種決定	—		
	2 汎用コンピュータシステムの管理及び運用				—
	3 汎用コンピュータシステムの利用の推進		—		

組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	部 長	局 長 課 長
文化・スポーツ振興課	1 文化振興の企画調整に関する事務	1 <u>文化振興の企画及び調整に関すること。</u>	—		
	2 文化事業及びスポーツ事業に関する事務	1 <u>愛媛県文化・スポーツ賞の決定に関すること。</u>	—		
		2 <u>文化事業及びスポーツ事業の共催及び後援に関すること。</u>			
		(1) <u>新規のもの</u>		—	
	(2) <u>継続のもの</u>			—	

	3 文化事業及びスポーツ事業における知事賞等の交付の承諾に関すること。				
	(1) 新規のもの		—		
	(2) 継続のもの			—	
3 県民総合文化祭に関する事務	1 県民総合文化祭の推進に関すること。		—		
4 国民文化祭に関する事務	1 国民文化祭への出演団体の推薦に関すること。			—	
5 スポーツ振興法の施行に関する事務	1 スポーツの振興に関する計画に関すること。				
	(1) 計画の策定(第4条第3項)	—			
	(2) スポーツ振興審議会及び教育委員会の意見聴取(第4条第4項、第5項)		—		
6 スポーツ・レクリエーション祭に関する事務	1 全国スポーツ・レクリエーション祭への派遣選手の決定に関すること。		—		
	2 愛媛スポーツ・レクリエーション祭の推進に関すること。				—

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
国 体 準 備 課	1 第72回国民体育大会の開催準備に関する事務	1 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会に関すること。			
		(1) 特に重要なもの	—		
		(2) 重要なもの		—	
		(3) 軽易なもの			—
		2 第72回国民体育大会の競技施設の調整に関すること。			—
		3 第72回国民体育大会の関係機関等との連絡調整に関すること。			—
		4 その他第72回国民体育大会の開催準備に関すること。			—

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
県 民 生 活 課	1～5 省略				
	6 特定 商取引 に関する法律 の施行 に関する事務	1～3 省略			
		4 報告の徴収及び立入検査 (第66条第1項から第4項 まで、第6項、第68条、政 令第19条第1項から第3項 まで)			—
	5 省略				
	7～14 省略				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
県 民 活 動 推 進 課	1～7 省略				

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
県 民 生 活 課	1～5 省略				
	6 特定 商取引 に関する法律 の施行 に関する事務	1～3 省略			
		4 省略			
	7～14 省略				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
県 民 活 動 推 進 課	8 情報 公開に 関する 事務の 総括に 関する 事務	1 情報公開制度の決定に関 すること。	—		
		2 情報公開制度についての 連絡調整に関すること。		—	
		3 情報公開制度の広報に関 すること。			—
		4 情報公開制度に係る職員 の意識啓発に関すること。			—
		5 その他情報公開の実施に 関すること。			—
	9 個人 情報保 護に関 する事 務の総 括に関 する事 務	1 個人情報保護制度の決定 に関すること。	—		
		2 個人情報保護制度につい ての連絡調整に関するこ と。		—	
		3 個人情報保護制度の広報 に関すること。			—
4 個人情報保護制度に係る 職員の意識啓発に関するこ と。				—	

	5 住民の支援に関すること (個人情報の保護に関する法律第12条)。				—
	6 その他個人情報保護の実施に関すること。				—
10 知事の資産等の公開に関する事務	1 知事の資産等公開制度の決定に関すること。	—			
	2 その他知事の資産等公開制度の実施に関すること。				—
11 行政資料室に関する事務	1 行政資料室の管理運営に関すること。				—
12 情報提供に関する事務	1 情報提供施策の企画及び推進		—		
	2 情報提供の実施に関すること。				—

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
循環型社会推進課	1・2 省略				
	3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する事務	1 基本方針の策定又は変更に係る環境大臣への意見の具申(第5条の2第3項)。			—
		2 廃棄物処理計画に関すること。			
		(1)・(2) 省略			
		(3) 多量排出事業者からの産業廃棄物処理計画の受理(第12条第9項、第12条の2第10項)			
		(4) 多量排出事業者からの産業廃棄物処理計画の実施状況の報告の受理(第12条第10項、第12条の2第11項)			
		(5) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画及び実施状況の公表(第12条第11項、第12条の2第12項)			
		3 第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に関すること。			
(1)~(6) 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
循環型社会推進課	1・2 省略				
	3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する事務	1 廃棄物処理計画に関すること。			
		(1)・(2) 省略			
		(3) 多量排出事業者からの産業廃棄物処理計画の受理(第12条第7項、第12条の2第8項)			
		(4) 多量排出事業者からの産業廃棄物処理計画の実施状況の報告の受理(第12条第8項、第12条の2第9項)			
		(5) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画及び実施状況の公表(第12条第9項、第12条の2第10項)			
		2 第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に関すること。			
		(1)~(6) 省略			

<p>(7) 維持管理積立金の額の算定及び通知（第 8 条の 5 第 4 項、<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下この部において「省令」という。）</u>第 4 条の 9 第 2 項、第 4 条の 10 第 2 項）</p>					<p>(7) 維持管理積立金の額の算定及び通知（第 8 条の 5 第 4 項 _____ _____ _____ _____）</p>				
<p>(8) 許可の取消し、改善命令及び使用停止命令（第 9 条の 2 第 1 項、第 9 条の 2 の 2 第 1 項、第 2 項）</p>					<p>(8) 許可の取消し、改善命令及び使用停止命令（第 9 条の 2、第 9 条の 2 の 2 _____ _____）</p>				
<p>(9) 一般廃棄物処理施設設置許可証の再交付（<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下この部において「規則」という。）</u>第 4 条）</p>				—					
<p>(10) 一般廃棄物処理施設設置許可証の返還の受理（規則第 5 条）</p>				—					
<p>4 熱回収施設設置者に関すること。</p>									
<p>(1) 認定（第 9 条の 2 の 4 第 1 項、第 15 条の 3 の 3 第 1 項、<u>省令第 12 条の 11 の 10</u>）</p>				—					
<p>(2) 認定の更新（第 9 条の 2 の 4 第 2 項、第 15 条の 3 の 3 第 2 項、<u>省令第 12 条の 11 の 10</u>）</p>				—					
<p>(3) 認定の取消し（第 9 条の 2 の 4 第 5 項、第 15 条の 3 の 3 第 5 項）</p>				—					
<p>(4) 熱回収施設の廃止、休止、再開、変更等の届出の受理（<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）</u>第 5 条の 5、第 7 条の 4）</p>				—					
<p>(5) 熱回収に関する報告書の受理（<u>省令第 5 条の 5 の 11 第 1 項、第 12 条の 11 の 11</u>）</p>				—					
<p>(6) 熱回収施設設置者認定証の再交付（規則第 4 条）</p>				—					

(7) 熱回収施設設置者認定証の返還の受理(規則第5条)				—
5 省略				
6 第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に関すること。				
(1) 設置及び変更の許可(第15条第1項、第15条の2の6第1項、省令第12条の5)				
(2) 許可の申請があつた場合における告示及び縦覧(第15条第4項、第15条の2の6第2項)				
(3) 関係市町長の意見の聴取(第15条第5項、第15条の2の6第2項)				
(4) 利害関係者の意見書の受理(第15条第6項、第15条の2の6第2項)				
(5) 専門的知識を有する者の意見の聴取(第15条の2第3項、第15条の2の6第2項)				
(6) 使用前検査(第15条の2第5項、第15条の2の6第2項)				
(7) 維持管理積立金の額の算定及び通知(第8条の5第4項、第15条の2の4、省令第12条の7の7第2項、第12条の7の8第2項)				
(8) 許可の取消し、改善命令及び使用停止命令(第15条の2の7、第15条の3)				
(9) 省略				
(10) 県警察本部長の意見の受理(第23条の4)				—
(11) 産業廃棄物処理施設設置許可証の再交付(規則第4条)				—
(12) 産業廃棄物処理施設設置許可証の返還の受理(規則第5条)				—
7 廃棄物処理センターに関すること。				

3 省略				
4 第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に関すること。				
(1) 設置及び変更の許可(第15条第1項、第15条の2の5第1項)				
(2) 許可の申請があつた場合における告示及び縦覧(第15条第4項、第15条の2の5第2項)				
(3) 関係市町長の意見の聴取(第15条第5項、第15条の2の5第2項)				
(4) 利害関係者の意見書の受理(第15条第6項、第15条の2の5第2項)				
(5) 専門的知識を有する者の意見の聴取(第15条の2第3項、第15条の2の5第2項)				
(6) 使用前検査(第15条の2第5項、第15条の2の5第2項)				
(7) 維持管理積立金の額の算定及び通知(第8条の5第4項、第15条の2の3)				
(8) 許可の取消し、改善命令及び使用停止命令(第15条の2の6、第15条の3)				
(9) 省略				
5 廃棄物処理センターに関すること。				

	(1) 事業計画、収支予算書、事業報告書及び収支決算書の受理（第15条の8、第15条の16、 <u>政令</u> _____ _____第13条）				
	(2)・(3) 省略				
	<u>8</u> 省略				
	<u>9</u> 監督に関すること。				
	(1) 省略				
	(2) 措置命令（ <u>第19条の4第2項、第19条の5、第19条の6、第19条の10</u> ）				
	(3) 省略				
	(4) 支障の除去等の措置に要した費用の徴収（ <u>第19条の8第2項から第4項まで、第6項</u> ）				
	(5) 省略				
	<u>10</u> 廃棄物再生事業者に関すること。				
	(1)~(4) 省略				
	(5) <u>廃棄物再生事業者登録証明書の再交付（規則第4条）</u>				—
	(6) <u>廃棄物再生事業者登録証明書の返還の受理（規則第5条）</u>				—
	<u>11</u> <u>一般廃棄物又は産業廃棄物の無害化処理施設設置者の認定に係る環境大臣への意見の具申（第8条第5項、第9条の10第8項、第15条第5項、第15条の4の4第3項）</u>				—
4~8	省略				

	(1) 事業計画、収支予算書、事業報告書及び収支決算書の受理（第15条の8、第15条の16、 <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）</u> 第13条）				
	(2)・(3) 省略				
	<u>6</u> 省略				
	<u>7</u> 監督に関すること。				
	(1) 省略				
	(2) 措置命令（ _____ _____第19条の5、第19条の6 _____ ）				
	(3) 省略				
	(4) 支障の除去等の措置に要した費用の徴収（ <u>第19条の8第2項から第4項まで _____</u> ）				
	(5) 省略				
	<u>8</u> 廃棄物再生事業者に関すること。				
	(1)~(4) 省略				
4~8	省略				

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
薬務衛	1 薬事法の施行に関	1~5 省略			
		6 医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）、医薬部外			

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
薬務衛	1 薬事法の施行に関	1~5 省略			
		6 医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）、医薬部外			

生 課	する事 務	品、化粧品及び医療機器の製造販売業又は製造業に関すること。			
		(1)～(28) 省略			
		(29) 政令第71条で定める期間を経過することに行う製造管理及び品質管理の方法の基準適合性の調査（第80条第1項、第81条、政令_____第71条、 <u>第73条</u> 、第80条第2項）			
		(30)～(38) 省略			
		(39) <u>適合性調査台帳の備付け</u> （第81条、政令第24条第1項、第80条第2項）			—
		(40) 省略			
	7 医療機器の修理業に関すること。	(1)～(3) 省略			
		(4) 廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第19条第2項、第40条の3、 <u>第81条</u> 、政令第80条第2項_____、省令第16条 第4項、第195条第3項）			
		(5)～(15) 省略			
		8 省略			
2～24 省略					

生 課	する事 務	品、化粧品及び医療機器の製造販売業又は製造業に関すること。			
		(1)～(28) 省略			
		(29) 政令第71条で定める期間を経過することに行う製造管理及び品質管理の方法の基準適合性の調査（第80条第1項、第81条、 <u>政令第23条</u> 、第71条_____、第80条第2項）			
		(30)～(38) 省略			
		(39) 省略			
		(40) <u>製造販売承認に係る申請書記載事項の整備の届出の受理</u> （ <u>薬事法施行規則等の一部を改正する省令</u> （平成16年厚生労働省令第112号） <u>附則第3条</u> ）			—
	7 医療機器の修理業に関すること。	(1)～(3) 省略			
		(4) 廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第19条第2項、第40条の3_____、政令第80条第2項、 <u>第81条</u> 、省令第16条 第4項、第195条第3項）			
		(5)～(15) 省略			
		8 省略			
2～24 省略					

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
農 政 課	1～16 省略				
	17 <u>地域 資源を 活用し</u>	1 <u>総合化事業計画（農地法 に係るものに限る。）に関 すること。</u>			

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
農 政 課	1～16 省略				

た農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の施行に関する事務	(1) 農林水産大臣の認定及び変更の認定の協議に対する同意(第5条第7項、第6条第4項)			—
	(2) 農林水産大臣の認定及び変更の認定についての農業会議及び関係農業委員会の意見聴取(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(以下この部において「政令」という。)第1条)			—
	2 研究開発・成果利用事業計画に関すること。			
	(1) 主務大臣の認定及び変更の認定の協議に対する同意(第7条第5項、第8条第4項)			—
	(2) 主務大臣の認定及び変更の認定についての農業会議及び関係農業委員会の意見聴取(政令第1条)			—
18 省略				
19 省略				
20 省略				
21 省略				
22 省略				

17 省略					
18 省略					
19 省略					
20 省略					
21 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
ブランド戦略課	1 省略				
	2 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に関する事務	1 報告の徴収及び立入検査(第10条第1項、第11条第11項、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令(以下この部において「政令」という。)第7条第1項第3号、第4号)			—
		2 農林水産大臣への報告(政令第7条第4項)			—
		3 情報の記録及び産地情報の伝達に関する事務			—

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
ブランド戦略課	1 省略				

3 省略					
4 省略					

備考 省略

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
担 い 手 ・ 農 地 保 全 対 策 室	1～5 省略				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
漁 政 課	1 水産 行政の 総合的 な企画 及び調 整に関 する事 務	1 省略				
		2 水産 業協同 組合法 の施行 に関す る事務	1 水産業協同組合の指導に 関すること。			
		(1) 水産業協同組合の定款 の変更の認可（第48条第 2項、第3項、第65条第 1項、第86条第2項、第 92条第3項）				
		(2) 水産業協同組合の設 立、解散の議決及び合併 の認可並びに設立認可の 取消し（第17条の15第5 項、第63条第1項、第65 条第1項、第66条の2、 第68条第2項、第3項、 第69条第2項、第3項、 第86条第3項、第4項、 第91条第2項、第3項、 第92条第4項、第5項）				

2 省略					
3 省略					

備考 省略

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
担 い 手 対 策 推 進 室	1～5 省略				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
漁 政 課	1 水産 行政の 総合的 な企画 及び調 整に関 する事 務	1 省略			
		2 水産振興協議会の開催			—
		2 水産 業協同 組合法 の施行 に関す る事務	1 水産業協同組合の指導に 関すること。		
		(1) 水産業協同組合の定款 の変更の認可（第48条第 2項、 _____）			
		(2) 水産業協同組合の設 立、解散の議決及び合併 の認可（第64条 _____、 _____、 第68条第2項_____ 、 第69条第2項_____ _____）			

<p>(3) <u>水産業協同組合の設立等に関する報告書の提出の要求</u>（第48条第3項、第63条第2項、第68条第3項、第69条第3項、第86条第2項から第4項まで、第91条第3項、第92条第3項から第5項まで）</p>			—				
<p>(4) <u>水産業協同組合の設立の認可等に関する証明</u>（第48条第3項、第65条第2項、第5項、第68条第3項、第69条第3項、第86条第2項から第4項まで、第91条第3項、第92条第3項から第5項まで、第120条、商業登記法第25条第3項）</p>			—				
<p>(5) <u>水産業協同組合の定款の変更の届出の受理</u>（第48条第4項、第86条第2項、第92条第3項）</p>			—				
<p>(6) <u>水産業協同組合の解散の届出の受理</u>（第68条第5項、第86条第4項、第91条第5項）</p>			—				
<p>(7) <u>水産業協同組合の一時役員等の選任又は総会の招集</u>（第43条、第47条の6第1項、第2項、第86条第2項、第92条第3項）</p>				<p>(3) <u>水産業協同組合の仮理事</u>の選任又は総会の招集（第43条_____）</p>			
<p>(8) <u>監事からの報告の受理</u>（第84条の2第3号）</p>			—				
<p>(9) <u>水産業協同組合の信用事業規程等の認可及び認可の取消し</u>（第11条の2第1項、第11条の4第1項、第15条の2第1項、第87条の2第1項、第92条第1項、水産業協同組合法施行令（以下この部において「政令」という。）第3条第2項）</p>				<p>(4) <u>水産業協同組合の信用事業規程等の認可</u>（_____第11条の4第1項、第15条の2第1項_____）</p>			
<p>(10) <u>水産業協同組合の信用事業規程等の変更又は廃止の認可</u>（第11条の2第1項、第11条の4第3項、第15条の2第2項、第87条の2第1項、第92条第1項）</p>				<p>(5) <u>水産業協同組合の信用事業規程等の変更又は廃止の認可</u>（_____第11条の4第3項、第15条の2第2項_____）</p>			

<p>(11) <u>水産業協同組合の信用事業規程等の変更又は廃止の届出の受理（第11条の4第4項、第15条の2第3項、政令第3条第3項）</u></p>			—					
<p>(12) <u>信用事業方法書の設定、変更又は廃止の届出の受理（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下この部において「信用事業命令」という。）第5条第4項）</u></p>			—					
<p>(13) <u>信用事業実施組合の地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可（第11条の5）</u></p>			—					
<p>(14) <u>信用事業実施組合及び子会社等の同一人に対する信用供与等限度額等に係る特例の承認（第11条の11第1項ただし書、第2項）</u></p>			—					
<p>(15) <u>信用事業実施組合又は共済事業実施組合による特定関係者等との取引等の承認（第11条の12ただし書）</u></p>			—					
<p>(16) <u>信用事業実施組合、共済事業実施組合等による特定事業会社である国内の会社の議決権に係る特例の承認（信用事業命令第34条第1項第11号）</u></p>			—					
<p>(17) <u>信用事業実施組合又は共済事業実施組合による特定事業会社である国内の会社の基準議決権数超過取得の承認（第17条の15第2項ただし書）</u></p>			—					
<p>(18) <u>代表理事及び常勤役員等の兼職又は兼業の認可（第34条の5第1項ただし書）</u></p>				<p>(6) <u>代表理事及び常勤役員等の兼職又は兼業の認可（第35条の2第1項</u></p>				
<p>(19) <u>信用事業の譲渡等の認可（第17条の15第5項、第54条の2第3項）</u></p>		—						
<p>(20) <u>信用事業の譲渡の届出の受理（第54条の2第7項）</u></p>			—					

(21) 水産業協同組合の漁業の経営の条件を欠く旨の届出の受理（第17条第4項）				—					
(22) 漁業生産組合の清算終了の届出の受理（第85条の10）				—					
(23) 水産業協同組合の不祥事件等に関する届出の受理（第126条の2第3号から第5号まで、第12号）				—					
(24) 業務報告書等の受理（第58条の2第1項、第2項、水産業協同組合法施行規則（以下この部において「省令」という。）第225条第1項）				—					
(25) 業務報告書等の提出及び縦覧書類の縦覧の開始の延期の承認（省令第205条第7項、第225条第4項、信用事業命令第49条第2項）				—					
2 水産業協同組合の監督処分に関すること。					2 水産業協同組合の監督処分に関すること。				
(1) 報告の徴収（第122条第1項、第2項、第127条第15項、政令第30条第1項）				—					
(2) 水産業協同組合の業務又は会計の状況の検査（第123条第1項から第5項まで、第127条第15項、政令第30条第1項）					(1) 水産業協同組合の業務又は会計の状況の検査（第123条_____）				
(3) 水産業協同組合に対する監督上必要な措置命令（第123条の2第1項、第2項）					(2) 水産業協同組合に対する監督上必要な措置命令（第123条の2_____）				
(4) 水産業協同組合の法令等の違反に対する措置命令及び認可の取消し（第124条、第127条第15項、政令第30条第1項）				—					
(5) 主務大臣への報告（政令第30条第3項、第5項）				—					
(6) 水産業協同組合に対する解散命令（第124条の2、第124条の3第1項）					(3) 水産業協同組合に対する解散命令（第124条の2_____）				

	(7) <u>解散命令に伴う登記の囑託(第117条第2項)</u>				—
	(8) <u>水産業協同組合の決議、選挙、当選及び専用契約の取消し(第51条の2第7項、第52条第6項、第92条第3項、第125条第1項、第2項、第126条)</u>				
	(9) <u>漁業生産組合の解散等についての裁判所への意見の陳述(第85条の9第4項)</u>				—
	(10) <u>県警察本部長の意見の聴取(第127条の5)</u>				—
	(11) <u>県警察本部長からの意見の受理(第127条の6)</u>				—
3~12 省略					

	(4) <u>水産業協同組合の決議、選挙、当選及び専用契約の取消し(第125条</u> _____、 _____、 _____、 第126条)				
3~12 省略					

別表第8(第4条関係)

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者 部 局長	専決者 局 課長
道路建設課	1 省略				
	2 省略				
	3 省略				
	4 省略				
	5 省略				

備考 この表5の部の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「高速道路推進監」とする。

別表第8(第4条関係)

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者 部 局長	専決者 局 課長
道路建設課	1 省略				
	2 定住圏基幹道路の整備に関する事務	1 <u>道路の指定(愛媛県定住圏基幹道路の整備に関する条例(以下この部において「条例」という。))第2条第1項)</u>	—		
		2 <u>道路の指定に係る市町長の意見聴取(条例第2条第2項)</u>		—	
		3 <u>実施計画の策定(条例第4条第1項)</u>	—		
		4 <u>実施計画の変更</u>		—	
		5 <u>実施計画及び実施についての市町長との協議(条例第4条第3項)</u>		—	
	3 省略				
	4 省略				
	5 省略				
	6 省略				

備考 この表6の部の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「高速道路推進監」とする。

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
都 市 計 画 課	1～12 省略				
	13 地域 資源を 活用し た農林 漁業者 等によ る新事 業の創 出等及 び地域 の農林 水産物 の利用 促進に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1 総合化事業計画（都市計 画法に係るものに限る。） に関する <u>こと。</u> (1) 農林水産大臣の認定及 び変更の認定の協議に対 する同意（第5条第8 項、第6条第4項）		—	
	14 省略				
	15 省略				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
都 市 計 画 課	1～12 省略				
	13 省略				
	14 省略				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
建 築 住 宅 課	1～6 省略				
	7 宅地 建物取 引業法 の施行 に關す る事務	1～3 省略			
		4 宅地建物取引主任者資格 登録に関する <u>こと。</u>			
		(1)～(3) 省略			
		(4) 省略			
		5～9 省略			
8～19 省略					

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
建 築 住 宅 課	1～6 省略				
	7 宅地 建物取 引業法 の施行 に關す る事務	1～3 省略			
		4 宅地建物取引主任者資格 登録に関する <u>こと。</u>			
		(1)～(3) 省略			
		(4) 死亡等の届出の受理 (第21条)			—
		(5) 省略			
5～9 省略					
8～19 省略					

第2条 愛媛県庁事務決裁規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。